

伊奈町第 5 期障害福祉計画及び 伊奈町第 1 期障害児福祉計画

平成 30 年 3 月

伊 奈 町

はじめに

当町では、子どもからお年寄り、障がいをお持ちの方など誰もが安心して暮らせるまちづくりを進め、伊奈町に住んでよかった、伊奈町にこれからもずっと住み続けたい、そんな「住んでみたいまち日本一」を目標に全力で取り組んでおります。

これまで町では、平成20年度に「障害者計画及び第2期障害福祉計画」、平成23年度に「第3期障害福祉計画」、平成26年度に「第2期障害者計画及び第4期障害福祉計画」を策定し、障がい者の福祉の向上に努めてまいりました。

障害者制度は、平成28年6月にいわゆる「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の一部を改正する法律が公布され、障がい者が望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に関する支援や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための環境整備等が盛り込まれました。また、平成28年4月にはいわゆる「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人への不当な差別的取り扱いの禁止や社会的障壁に対する合理的な配慮の提供が国の行政機関・地方公共団体などで法的義務となりました。

これらを踏まえ、障害福祉サービス、相談支援、障がい児を対象とした通所支援などの見込量を盛り込んだ「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定しました。

今後は、この計画に示す数値目標達成に向け、関係機関と連携、協力を図りながら障がい者にやさしいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

この計画を策定するにあたり、ご協力をいただきました町民の皆様、貴重なご意見ご提言を賜りました伊奈町障害者計画等策定審議会の委員の皆様並びに関係機関・団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

伊奈町長 大 島 清

目 次

第 1 章	計画の概要	1
第 1 節	計画策定の背景と趣旨	1
第 2 節	計画の位置づけ	1
第 3 節	計画の対象者	2
第 4 節	計画の期間	3
第 5 節	計画の策定体制	3
	(1) 伊奈町障害者計画等策定審議会の実施	3
	(2) 福祉に関するアンケート調査及び団体ヒアリングの実施	3
第 2 章	障がい者・児を取り巻く現状と課題	4
第 1 節	伊奈町の現状	4
	(1) 人口・世帯数の推移	4
	(2) 障害者手帳所持者等の推移	5
	(3) 身体障がい者の推移	7
	(4) 知的障がい者の推移	9
	(5) 精神障がい者の推移	10
	(6) 難病患者の推移	11
第 2 節	障害福祉サービスの利用状況	12
	(1) 訪問系サービス	12
	(2) 日中活動系サービス	13
	(3) 居住系サービス	16
	(4) 相談支援	17
	(5) 児童福祉法に基づくサービス	18
	(6) 地域生活支援事業	20
第 3 節	アンケート調査から見た状況	24
	(1) 調査の概要	24
	(2) 主な調査結果	25
第 4 節	ヒアリング調査から見た状況	40
	(1) 障害福祉関連団体ヒアリング	40
	(2) 障害福祉サービス事業者ヒアリング	42
第 3 章	計画の基本的考え方	44
第 1 節	基本理念	44
第 2 節	基本的な考え方	45
第 3 節	障害福祉サービス等の全体像	46
第 4 章	施策の展開	47

第1節	平成32年度の数値目標.....	47
（1）	福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	47
（2）	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	48
（3）	地域生活支援拠点等の整備.....	49
（4）	福祉施設から一般就労への移行等.....	50
第2節	障害福祉サービス等の見込み量.....	51
（1）	訪問系サービス.....	51
（2）	日中活動系サービス.....	52
（3）	居住系サービス.....	54
（4）	計画相談支援.....	55
第3節	地域生活支援事業.....	56
（1）	必須事業.....	56
（2）	任意事業.....	58
第4節	障害児福祉計画.....	59
（1）	平成32年度の数値目標.....	59
（2）	障害児福祉サービス等の見込み量.....	60
（3）	障がい児に対する「子ども・子育て支援」.....	61
第5節	経済的援助.....	62
第5章	計画の推進に向けて.....	63
1	情報提供の充実.....	63
2	サービスの質の確保.....	63
3	住民や関係団体等と行政との連携.....	63
4	広域的な連携.....	63
5	安心・安全なまちづくり.....	64
6	計画の点検及び評価の実施.....	64
資料編		65
1	計画策定の経過.....	65
2	伊奈町障害者計画等策定審議会設置要綱.....	66
3	伊奈町障害者計画等策定審議会委員名簿.....	67
4	用語解説.....	68

※「障がい」の表記について

障がいの「がい」の字の表記については、法律名や条文、固有名詞で漢字が使われている場合や、「障害福祉」といった事物を指す場合は漢字の「害」の表記とし、それ以外は基本的にひらがなで表記することとします。

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

本町では、権利擁護や社会参加、保健・医療や生活環境、更には町民の意識啓発など、障害者施策の枠組みを総合的に定める障害者計画と、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備とサービスの見込量等を設定する障害福祉計画を一体化した「伊奈町第 2 期障害者計画及び伊奈町第 4 期障害福祉計画」を平成 27 年 3 月に策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。このうち、平成 29 年度をもって、「伊奈町第 4 期障害福祉計画」が計画期間を終了すること、また、平成 28 年の児童福祉法の改正により、これまで同法に基づく福祉サービスとして障害福祉計画に包含されていた障がい児に対する福祉サービス等の内容が、新たに障害児福祉計画として法定計画化されたことを受け、本町では、両計画を一体化した「伊奈町第 5 期障害福祉計画及び伊奈町第 1 期障害児福祉計画」を策定します。

第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「伊奈町総合振興計画」が目指す姿「障害のある人も、ない人も、互いに尊重し、地域で自立した生活を送っています」に向け、上位計画である伊奈町障害者計画と一体となり、包括的な障害者福祉の実現を図る計画です。

また、本計画は、国が示す「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」）や「基本指針」に基づき県が示す「県の基本的考え方」を踏まえて作成しています。

本計画を構成する「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、それぞれ次のとおり法的に位置づけられています。

計画名	根拠法令	計画の性格
伊奈町 第 5 期障害福祉計画	障害者総合支援法 第 88 条	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
伊奈町 第 1 期障害児福祉計画	児童福祉法 第 33 条の 20	各年度における、障がい児を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

第3節 計画の対象者

本計画では、障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの対象となる障がい者・児を対象とします。

○障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲

- ・18歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む）
- ・18歳以上の難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者）
- ・障がい児

○障害児福祉サービスの対象となる障がい者の範囲

- ・障がい児（疑いのある児を含む）

身体障がい者：視覚、聴覚、平衡機能、音声言語そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある人。

知的障がい者：児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判断された人。

精神障がい者：統合失調症、気分障害、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神障害（高次脳機能障害・認知症など）及びその他の精神疾患を有する方で、精神障害のため長期にわたり日常生活又は、社会生活への制約がある人。

難病患者：治療方法が確定しておらず、日常生活又は社会生活を営むことが困難で、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とする人。

障がい児：身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児及び高次脳機能障がい児を含む。）又は18歳未満の難病患者。

第4節 計画の期間

法定計画である「伊奈町第5期障害福祉計画及び伊奈町第1期障害児福祉計画」の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
伊奈町 総合振興計画	(H27～H36)							
伊奈町 障害者計画	第2期							
伊奈町 障害福祉計画	第4期			第5期				
伊奈町 障害児福祉計画				第1期				
埼玉県 障害者支援計画	第4期			第5期				
国 障害者基本計画	第3次 (H25～H29)			第4次 (H30～H34)				

第5節 計画の策定体制

(1) 伊奈町障害者計画等策定審議会の実施

本計画の策定にあたっては、地域の保健医療関係者、民生委員・児童委員等地域の福祉関係者、障害者団体の代表者等の参画による「伊奈町障害者計画等策定審議会」において、計画内容の審議等を行いました。

(2) 福祉に関するアンケート調査及び団体ヒアリングの実施

本計画の策定の基礎資料とするために、障がい者の生活状況や福祉サービスへのニーズの把握、障害福祉サービスに関する意識などを調査するためのアンケート調査を実施しました。

また、障害者団体及び障害福祉サービス提供事業者等が抱える課題や町への要望を把握するためのヒアリングも実施しました。

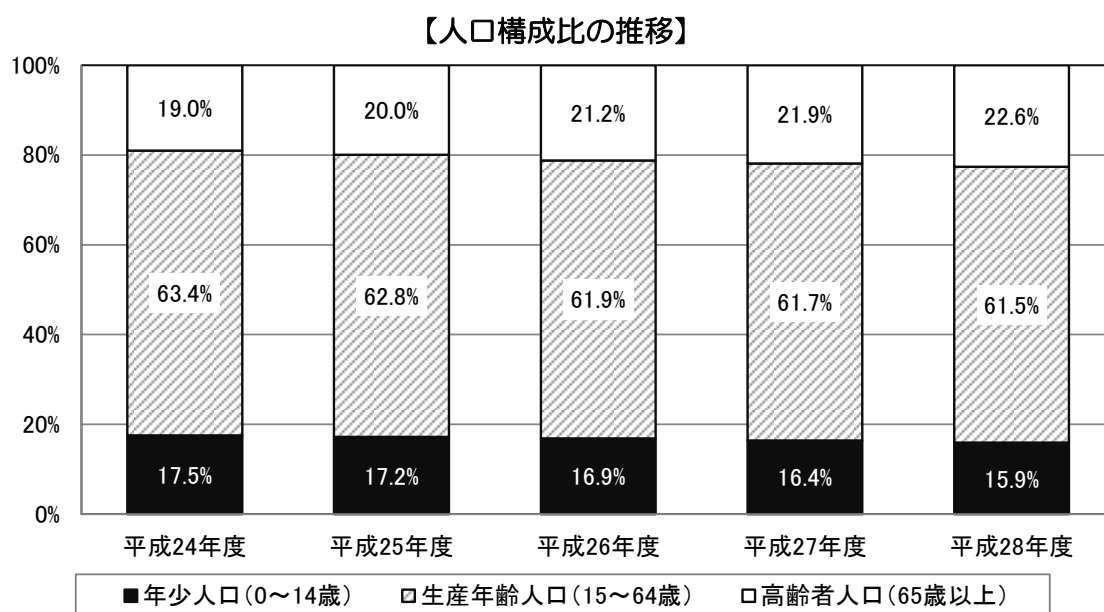
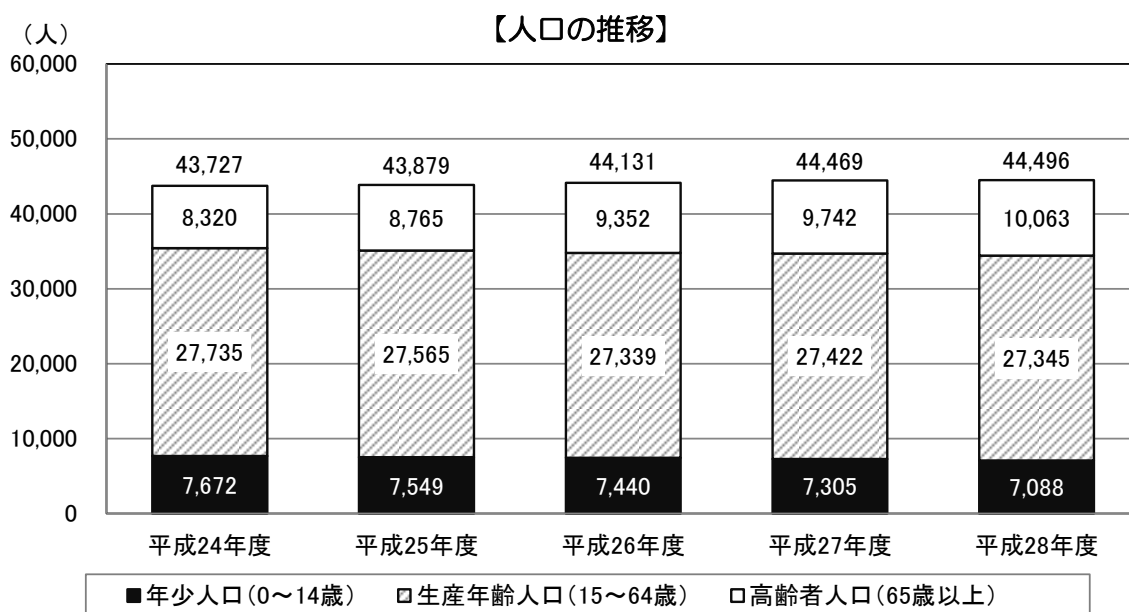
第2章 障がい者・児を取り巻く現状と課題

第1節 伊奈町の現状

(1) 人口・世帯数の推移

本町の総人口は増加傾向が継続しており、平成29年3月31日時点で44,496人と、平成24年度から769人増加しています。

年齢3区分人口の構成比では、高齢者人口割合が年々増加する一方で、生産年齢人口と年少人口の割合は、徐々に減少しています。



資料：住民基本台帳（各年度末）

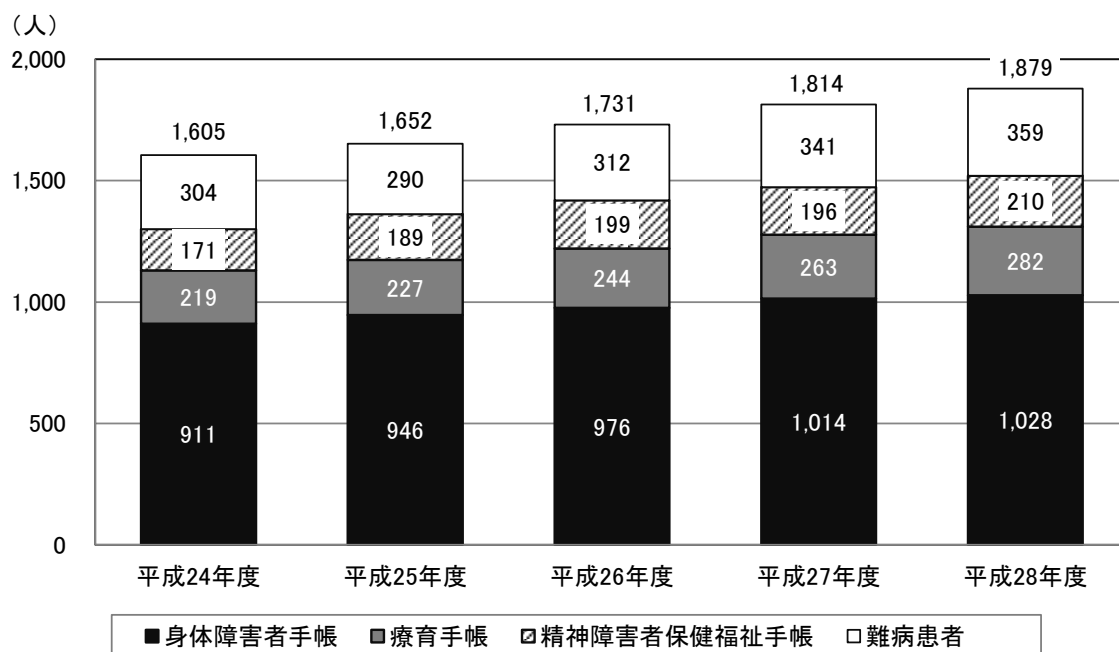
(2) 障害者手帳所持者等の推移

平成 28 年度末の町の障がい者（手帳所持者と難病患者の合計）数は、全体で 1,879 人（総人口の 4.2%）となっており、その内訳は身体障害者手帳所持者が 1,028 人、療育手帳所持者が 282 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 210 人、難病患者が 359 人となっています。人数構成比では、身体障害者手帳所持者の割合が 54.7%と最も高くなっています。

【障害者手帳所持者等の推移】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
					人数	構成比
身体障害者手帳	911	946	976	1,014	1,028	54.7%
療育手帳	219	227	244	263	282	15.0%
精神障害者保健福祉手帳	171	189	199	196	210	11.2%
難病患者	304	290	312	341	359	19.1%
総 数	1,605	1,652	1,731	1,814	1,879	100.0%



資料：福祉課（各年度末）

■障がい者数の推計

平成 24 年度から平成 28 年度の町の障がい者数より、本計画期間である平成 30 年度から平成 32 年度までの障がい者数を推計しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総人口（人）	43,727	43,879	44,131	44,469	44,496
障がい者数（人）	1,605	1,652	1,731	1,814	1,879
総人口に占める割合（％）	3.67	3.76	3.92	4.08	4.22

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総人口（人）	44,673	44,834	44,977	45,454
障がい者数（人）	1,952	2,031	2,109	2,209
総人口に占める割合（％）	4.37	4.53	4.69	4.86

(3) 身体障がい者の推移

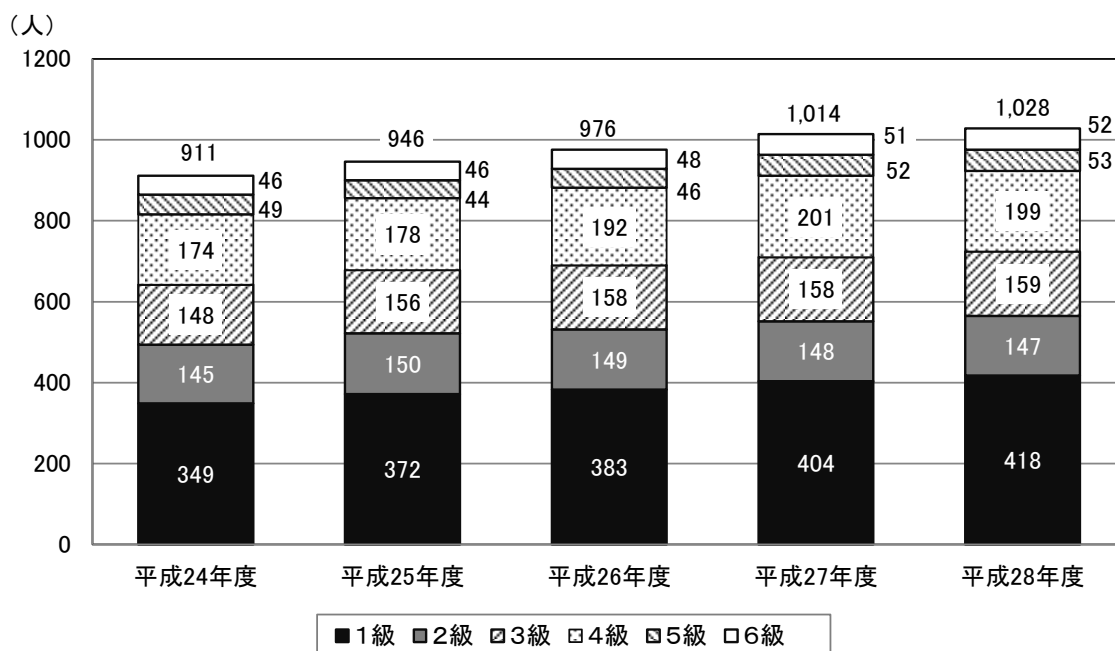
平成 28 年度末の等級別の人数は、1 級が 418 人（全体の 40.7%）と最も多く、次いで 4 級が 199 人（19.4%）となっています。

【等級別身体障がい者数の推移】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
					人数	構成比
1 級	349	372	383	404	418	40.7%
2 級	145	150	149	148	147	14.3%
3 級	148	156	158	158	159	15.5%
4 級	174	178	192	201	199	19.4%
5 級	49	44	46	52	53	5.2%
6 級	46	46	48	51	52	5.1%
総 数	911	946	976	1,014	1,028	100.0%

資料：福祉課（各年度末）



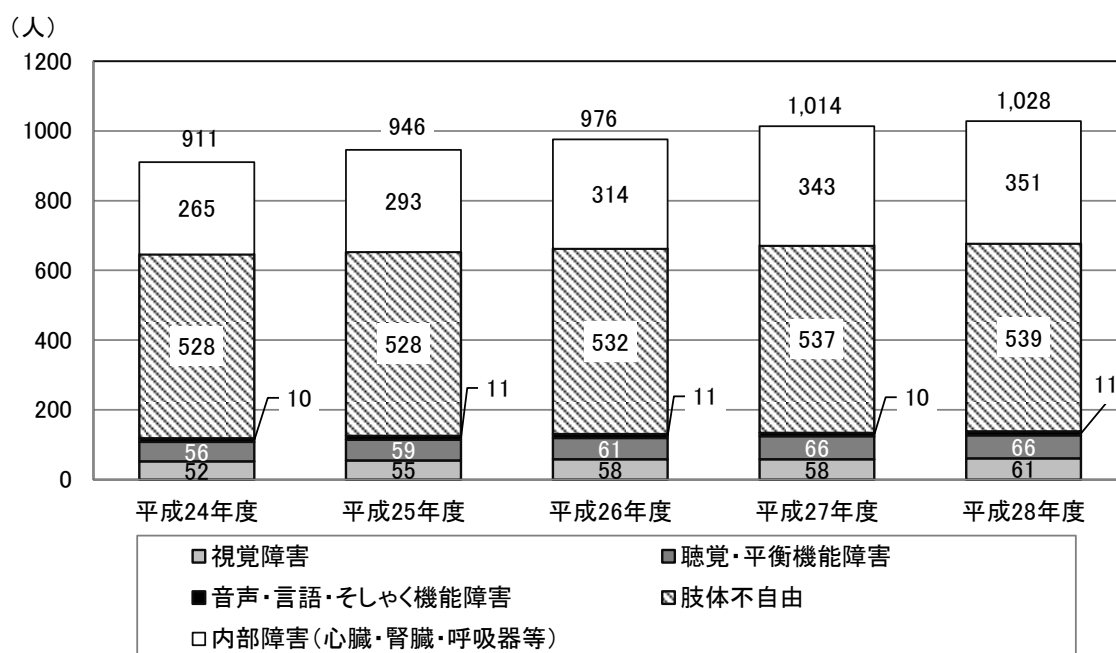
部位別では、肢体不自由が 539 人（52.5%）と半数を超えており、次いで内部障害が 351 人（34.1%）で、合わせると全体の 9 割近くを占めています。また、内部障害は平成 24 年度から 86 人と他の障害よりも大きな増加となっています。

【部位別身体障がい者数の推移】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
					人数	構成比
視覚障害	52	55	58	58	61	5.9%
聴覚・平衡機能障害	56	59	61	66	66	6.4%
音声・言語・そしゃく機能障害	10	11	11	10	11	1.1%
肢体不自由	528	528	532	537	539	52.5%
内部障害（心臓・腎臓・呼吸器等）	265	293	314	343	351	34.1%
総 数	911	946	976	1,014	1,028	100.0%

資料：福祉課（各年度末）



(4) 知的障がい者の推移

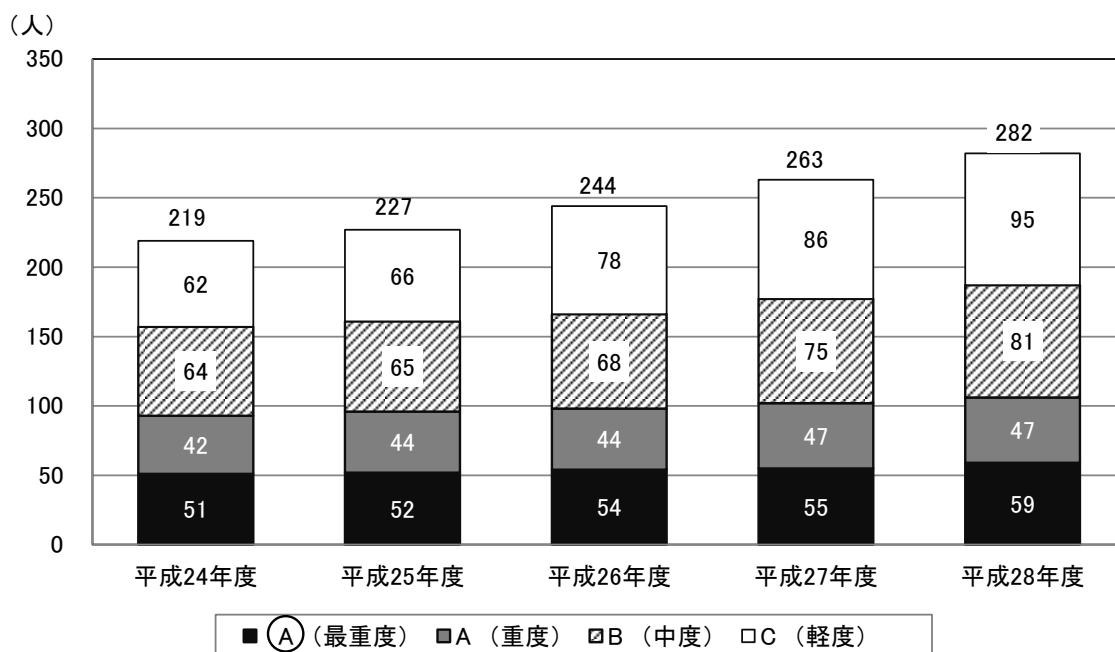
平成 28 年度末の等級別の人数は、C（軽度）が 95 人（全体の 33.7%）と最も多く、次いで B（中度）が 81 人（28.7%）となっています。平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、C（軽度）の人数が 33 人、B（中度）の人数が 17 人増加し、全体の増加人数（63 人）のほぼ 8 割を占めています。

【知的障がい者数の推移】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
					人数	構成比
④（最重度）	51	52	54	55	59	20.9%
A（重度）	42	44	44	47	47	16.7%
B（中度）	64	65	68	75	81	28.7%
C（軽度）	62	66	78	86	95	33.7%
総 数	219	227	244	263	282	100.0%

資料：福祉課（各年度末）



（５）精神障がい者の推移

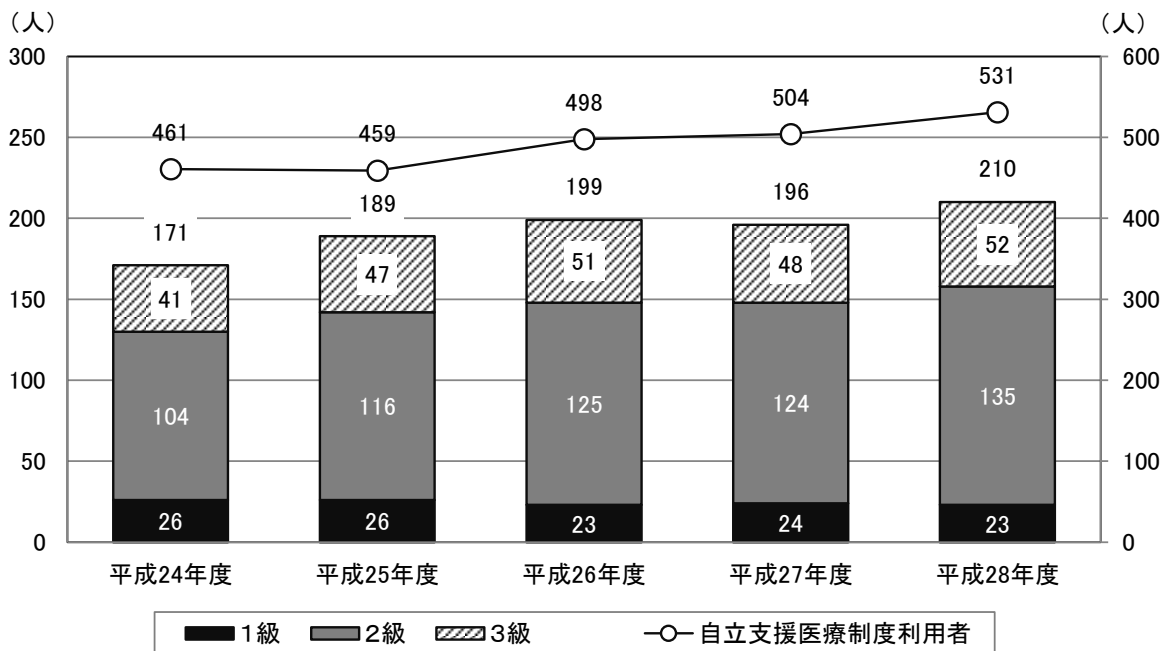
平成 28 年度末の等級別の人数は、2 級が 135 人（全体の 64.3%）と最も多く、平成 24 年度からの増加数も最も多くなっています。また、自立支援医療制度（精神通院医療）利用者は平成 25 年度から増加傾向となり、平成 28 年度末で 531 人となっています。

【精神障がい者数の推移】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
					人数	構成比
1 級	26	26	23	24	23	10.9%
2 級	104	116	125	124	135	64.3%
3 級	41	47	51	48	52	24.8%
総 数	171	189	199	196	210	100.0%
自立支援医療制度 （精神通院医療）利用者	461	459	498	504	531	—

資料：福祉課（各年度末）



（６）難病患者の推移

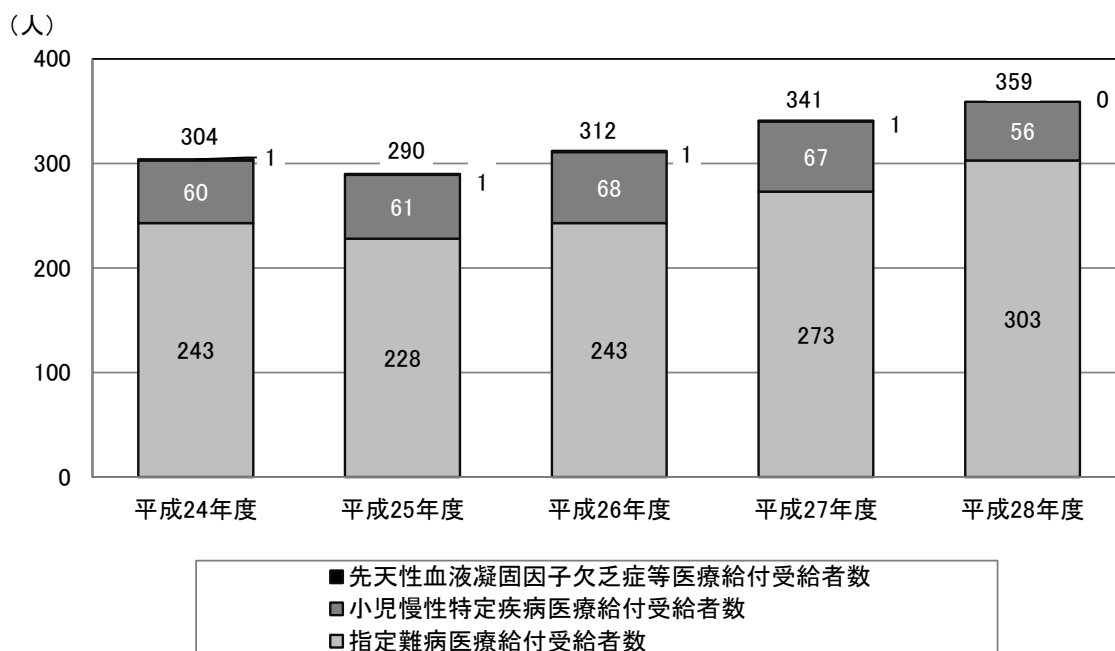
平成 28 年度末の難病患者数は、指定難病医療¹給付受給者数が 303 人、小児慢性特定疾病医療給付受給者数が 56 人で、合計 359 人となっています。指定難病医療給付受給者は平成 25 年度（当時は、特定疾患医療給付受給者）以降の増加が著しく、難病患者数全体の増加につながっています。

【難病患者数の推移】

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
					人数	構成比
指定難病医療給付受給者数 （パーキンソン病、潰瘍性大腸炎等）	243	228	243	273	303	84.4%
小児慢性特定疾病医療給付受給者数 （悪性新生物、慢性腎疾患等）	60	61	68	67	56	15.6%
先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付 受給者数	1	1	1	1	0	0.0%
総 数	304	290	312	341	359	100.0%

資料：福祉課（各年度末）



¹ 指定難病医療：「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成 27 年 1 月 1 日に施行され、それまでの「特定疾患医療」が「指定難病医療」へと、名称とともに制度内容が変更されました。

第2節 障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの利用実績について、利用者数は見込量どおりとなっており、利用時間についてはやや見込量を上回っています。

■サービスの概要

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
行動援護	知的障害や精神障害により自己判断能力に制限を受けている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

■サービスの見込量と実績（ひと月あたり）

サービス名		第4期障害福祉計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護	見込量	510 時間	520 時間	530 時間
		27 人	28 人	29 人
行動援護 重度障害者等包括支援	実績	571 時間	592 時間	624 時間
		28 人	28 人	29 人
同行援護	対比	112.0%	113.8%	117.7%
		103.7%	100.0%	100.0%

※平成29年度の実績は、7月までの実績に基づく推計値

(2) 日中活動系サービス

① 施設による日中活動サービス

療養介護の利用者数については、見込量4名に対し実績5名（125%）となっています。

生活介護については、利用日数、利用者数とも見込量以内となっています。

短期入所については、平成28年度はほぼ見込量どおりでしたが、平成29年度には利用日数、利用者数とも大幅に増加し、見込量に対して2倍近くとなりました。

■サービスの概要

療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■サービスの見込量と実績（ひと月あたり）

サービス名		第4期障害福祉計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	見込量	4人	4人	4人
	実績	5人	5人	5人
	対比	125.0%	125.0%	125.0%
生活介護	見込量	1,140人日	1,150人日	1,162人日
		57人	58人	59人
	実績	1,086人日	1,080人日	1,103人日
		56人	55人	57人
	対比	95.3%	93.9%	94.9%
		98.2%	94.8%	96.6%
短期入所 (ショートステイ)	見込量	55人日	56人日	57人日
		7人	7人	8人
	実績	29人日	57人日	106人日
		7人	7人	14人
	対比	52.7%	101.8%	186.0%
		100.0%	100.0%	175.0%

※平成29年度の実績は、7月までの実績に基づく推計値

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練（機能訓練）については、利用実績はありませんでした。

また、自立訓練（生活訓練）については、見込量のほぼ半分程度の実績となりました。

■サービスの概要

自立訓練（機能訓練）	対象：身体障がい者・難病患者等 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	対象：知的障がい者・精神障がい者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連絡調整等の支援を行います。

■サービスの見込量と実績（ひと月あたり）

サービス名		第4期障害福祉計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	見込量	1人日	1人日	1人日
		1人	1人	1人
	実績	0人日	0人日	0人日
		0人	0人	0人
	対比	0.0%	0.0%	0.0%
		0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練（生活訓練）	見込量	71人日	72人日	73人日
		4人	5人	5人
	実績	34人日	41人日	39人日
		2人	2人	3人
	対比	47.9%	56.9%	53.4%
		50.0%	40.0%	60.0%

※平成29年度の実績は、7月までの実績に基づく推計値

③ 就労支援

就労移行支援については、利用実績は見込量を下回って推移しました。

就労継続支援（A型）については、平成28年度まで利用実績は見込量を下回っていましたが、平成29年度には利用実績が大幅に増え、利用日数は見込量の4倍を超えました。

就労継続支援（B型）については、平成27年度から平成29年度まで、利用日数の実績は、見込量を最大で44%上回って推移しました。

■サービスの概要

就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するのがA型です。
就労継続支援（B型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ばないのがB型です。

■サービスの見込量と実績（ひと月あたり）

サービス名		第4期障害福祉計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	見込量	225 人日	227 人日	229 人日
		13 人	13	14 人
	実績	173 人日	152 人日	202 人日
		9 人	9 人	11 人
	対比	76.9%	67.0%	88.2%
		69.2%	69.2%	78.6%
就労継続支援（A型）	見込量	36 人日	37 人日	37 人日
		2 人	3 人	3 人
	実績	21 人日	32 人日	162 人日
		1 人	2 人	8 人
	対比	58.3%	86.5%	437.8%
		50.0%	66.7%	266.7%

サービス名		第4期障害福祉計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援（B型）	見込量	437人日	441人日	445人日
		23人	24人	24人
	実績	544人日	635人日	603人日
		32人	37人	36人
	対比	124.5%	144.0%	135.5%
		139.1%	154.2%	150.0%

※平成29年度の実績は、7月までの実績に基づく推計値

（3）居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、見込量を20%から最大で44%上回って推移しました。

施設入所支援については、見込量を若干上回って推移しました。

■サービスの概要

共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している生活介護又は自立訓練、就労支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間における入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。

■サービスの見込量と実績（ひと月あたり）

サービス名		第4期障害福祉計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 （グループホーム）	見込量	8人	9人	10人
	実績	11人	13人	12人
	対比	137.5%	144.4%	120.0%
施設入所支援	見込量	26人	26人	27人
	実績	27人	28人	28人
	対比	103.8%	107.7%	103.7%

※平成29年度の実績は、7月までの実績に基づく推計値

(4) 相談支援

計画相談支援の実績は見込量を大幅に上回り、平成 27 年度は 7.5 倍、平成 28 年度は 6.4 倍、平成 29 年度は 4.7 倍となりました。

地域相談支援（地域移行支援）については、平成 27 年度に 1 人の利用実績がありました
が、平成 28 年度と平成 29 年度の利用実績はありませんでした。

地域相談支援（地域定着支援）については、平成 27 年度から平成 29 年度まで、利用実
績はありませんでした。

■サービスの概要

計画相談支援	障害福祉サービス利用者に対し、サービス利用計画を作成し、定期的にプログラムを見直しながら継続した支援を行います。
地域相談支援 （地域移行支援）	福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者が地域で生活できるよう、調整・支援を行います。
地域相談支援 （地域定着支援）	地域における単身の障がい者や、家庭状況により家族の支援を受けられない障がい者で、自らサービス利用に関する調整が困難な人に対し、調整・支援を行います。

■サービスの見込量と実績（年間）

サービス名		第 4 期障害福祉計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	見込量	10 人	15 人	20 人
	実績	75 人	96 人	93 人
	対比	750.0%	640.0%	465.0%
地域相談支援 （地域移行支援）	見込量	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	0 人	0 人
	対比	100.0%	0.0%	0.0%
地域相談支援 （地域定着支援）	見込量	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人
	対比	0.0%	0.0%	0.0%

※平成 29 年度の実績は、7 月までの実績に基づく推計値

(5) 児童福祉法に基づくサービス

児童福祉法に基づくサービスは、障害福祉計画の対象ではありませんでしたが、本町においては、これまで障害福祉計画の中で見込量を設定してきました。

本サービスに含まれる児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援のいずれも、実績は、見込量を大幅に超過しました。

■サービスの概要

障害児 通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	総合的な療育機能の一翼を担い、継続した集団療育と個別療育を通して、運動障がいのあるお子さんとそのご家族に専門的な支援を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
障害児相談支援		障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングする等の支援を行います。

■サービスの見込量と実績（ひと月あたり）

サービス名		第4期障害福祉計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	見込量	86 人日	87 人日	88 人日
		13 人	13 人	14 人
	実績	116 人日	174 人日	158 人日
		13 人	20 人	18 人
	対比	134.9%	200.0%	179.5%
		100.0%	153.8%	128.6%
医療型児童発達支援	見込量	1 日	1 日	1 日
		1 人	1 人	1 人
	実績	5 日	4 日	5 日
		1 人	1 人	1 人
	対比	500.0%	400.0%	500.0%
		100.0%	100.0%	100.0%

■サービスの見込量と実績（ひと月あたり）

サービス名		第 4 期障害福祉計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
放課後等デイサービス	見込量	324 人日	327 人日	330 人日
		24 人	25 人	25 人
	実績	528 人日	665 人日	733 人日
		37 人	45 人	52 人
	対比	163.0%	203.4%	222.1%
		154.2%	180.0%	208.0%

■サービスの見込量と実績（年間）

サービス名		第 4 期障害福祉計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	見込量	5 人	8 人	20 人
	実績	12 人	20 人	20 人
	対比	240.0%	250.0%	100.0%

※平成 29 年度の実績は、7 月までの実績に基づく推計値

（６）地域生活支援事業

① 必須事業

相談支援事業については、ほぼ見込量どおりで推移しています。

意思疎通支援事業については、実績の年度による変動が大きくなっています。

日常生活用具給付等事業と移動支援事業は、ほぼ見込量どおりで推移しています。

地域活動支援センター事業（Ⅰ型）は、平成 27 年度は実績（人）が見込量を大幅に超過しましたが、平成 28 年度は見込量以内となっています。

■サービスの概要

相談支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、高次脳機能障害等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、日常生活用具（①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思情報・意志疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費）を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動に制限のある視覚障がい者、全身性障がい者、知的障がい者及び一人での移動が困難な精神障がい者が円滑に外出できるよう、ガイドヘルパーなどにより移動を支援します。
地域活動支援センター事業（Ⅰ型）	在宅の障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がいのある人の地域における生活を支援するとともに、自立及び社会参加の促進を図ります。

■サービスの見込量と実績（年間）

サービス名		第4期障害福祉計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業 （相談支援事業）	見込量	3ヶ所	3ヶ所	4ヶ所
	実績	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	対比	100.0%	100.0%	75.0%
相談支援事業 （地域自立支援協議会）	見込量	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	実績	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	対比	100.0%	100.0%	100.0%
相談支援事業 （成年後見制度利用支援事業）	見込量	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	0件
	対比	0.0%	0.0%	0.0%
意思疎通支援事業	見込量	6人	6人	7人
	実績	3人	7人	3人
	対比	50.0%	116.7%	42.9%
日常生活用具給付等事業	見込量	617件	623件	629件
	実績	698件	708件	686件
	対比	113.1%	113.6%	109.1%
移動支援事業	見込量	31人	32人	33人
		3,798時間	3,835時間	3,873時間
	実績	35人	27人	27人
		5,125時間	4,263時間	3,981時間
	対比	112.9%	84.4%	81.8%
		134.9%	111.2%	102.8%
地域活動支援センター事業 （Ⅰ型）	見込量	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
		51人	52人	53人
	実績	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
		192人	37人	27人
	対比	100.0%	100.0%	100.0%
		376.5%	71.2%	50.9%

※平成29年度の実績は、7月までの実績に基づく推計値

② 任意事業

日中一時支援事業については、実績が見込量を大きく上回りましたが、その他の任意事業については、ほぼ見込量以内での推移となっています。

■サービスの概要

日中一時支援事業	家族の就労や緊急時、あるいは一時的な休息を図るため、日中の活動の場を提供し、見守りや社会適応訓練等の必要な支援を行います。
訪問入浴サービス事業	在宅で重度の身体障がい者の生活を支援するため、居宅へ訪問し入浴サービスを提供します。
生活ホーム事業	在宅で自立した生活を営みながらも、家庭環境や住宅事情等で、それができない身体障がい者が利用し、社会的自立を実現していく共同生活への支援を行います。
知的障害者職親委託制度	知的障がい者が、一定期間、職親のもとで生活指導及び技能習得訓練等を受けることにより、就職に必要な素地を整えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高めます。
更生訓練費支給事業	障害者支援施設に入所している人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。
就職支度金給付事業	障害者支援施設に入所若しくは通所している人の社会復帰の促進を図るため、施設での訓練を終了し、就職等により自立する場合に、就職支度金を支給します。
自動車運転免許取得費補助事業	身体障がい者の社会参加の促進を図るために、道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の走行装置等の必要な改造に要した費用の一部を助成します。
福祉機器リサイクル事業	身体障がい者に福祉機器を貸し出し、福祉の増進を図るとともに、資源の有効活用を図ります。
自動車燃料費助成事業	在宅の重度障がい者の社会参加の促進と経済的負担の軽減を図るために、重度の障がい者又はその障がい者を介護する家族が所有し運転する自動車等の燃料費の一部を助成します。
福祉タクシー利用料金補助事業	重度障がい者の経済的負担の軽減を図るために、外出が困難な重度障がい者が県内のタクシーを利用した場合、一定料金を補助します。

■サービスの見込量と実績（年間）

サービス名		第4期障害福祉計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	見込量	5人	6人	7人
	実績	12人	12人	10人
	対比	240.0%	200.0%	142.9%
訪問入浴サービス事業	見込量	4人	4人	4人
	実績	4人	4人	3人
	対比	100.0%	100.0%	75.0%
生活ホーム事業	見込量	1人	1人	1人
	実績	1人	0人	0人
	対比	100.0%	0.0%	0.0%
知的障害者職親委託制度	見込量	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	実績	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	対比	—	—	—
更生訓練費支給事業	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
	対比	0.0%	0.0%	0.0%
就職支度金給付事業	見込量	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人
	対比	100.0%	100.0%	100.0%
自動車運転免許取得費補助事業	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	1人
	対比	0.0%	0.0%	100.0%
自動車改造助成事業	見込量	1件	1件	1件
	実績	2件	0件	1件
	対比	200.0%	0.0%	100.0%
福祉機器リサイクル事業	見込量	107件	108件	109件
	実績	113件	120件	54件
	対比	105.6%	111.1%	49.5%
自動車燃料費助成事業	見込量	322件	331件	340件
	実績	342件	345件	314件
	対比	106.2%	104.2%	92.4%
福祉タクシー利用料金補助事業	見込量	1,461件	1,475件	1,489件
	実績	1,479件	1,540件	575件
	対比	101.2%	104.4%	38.6%

※平成29年度の実績は、7月までの実績に基づく推計値

第3節 アンケート調査から見た状況

町では、障がいのある方が地域で自立し、かつ、安心して生活できる環境づくりを進めるための「伊奈町第5期障害福祉計画及び伊奈町第1期障害児福祉計画」策定にあたり、基礎資料とするために「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。調査の概要と主な調査結果は次のとおりです。

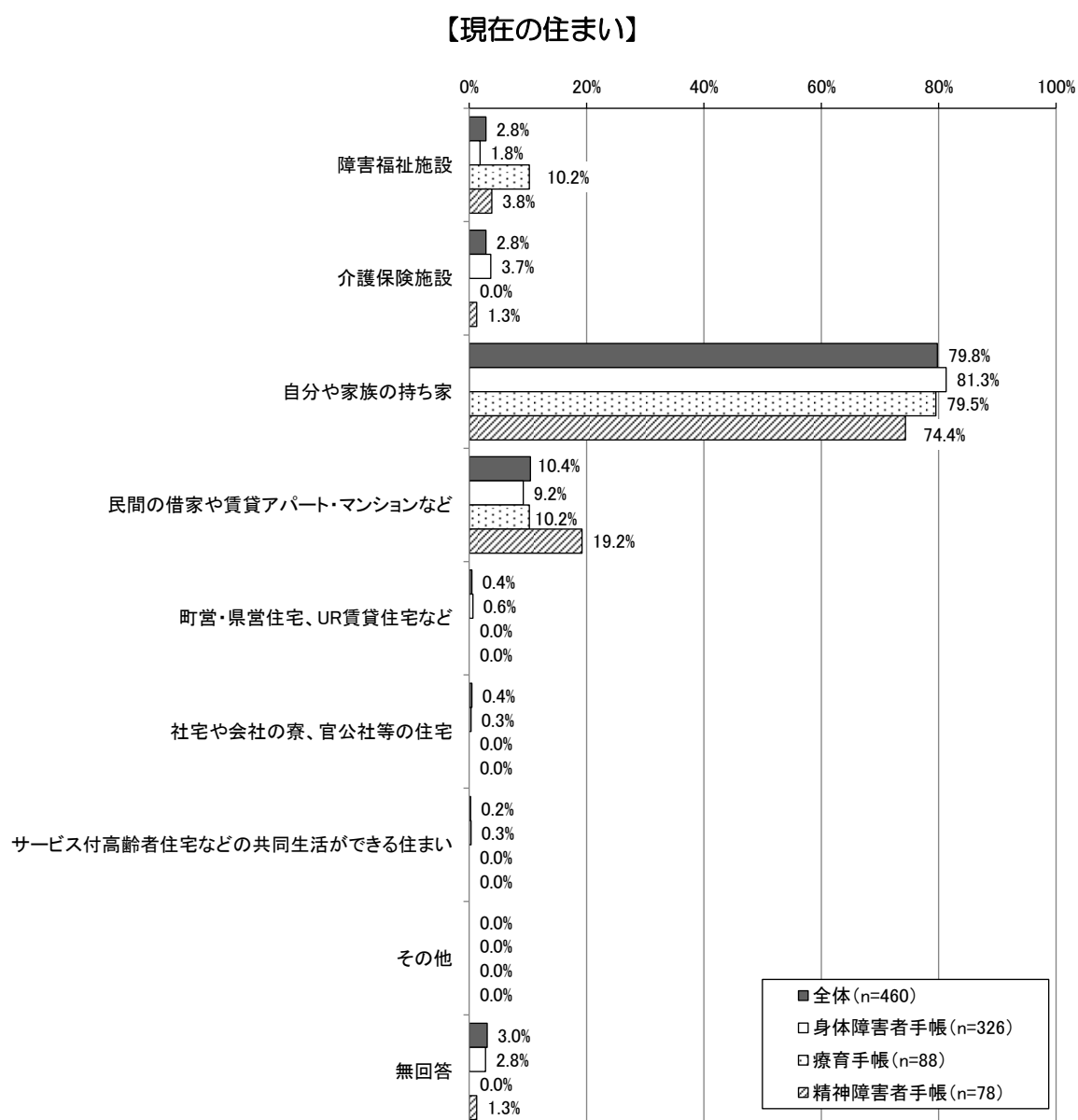
(1) 調査の概要

対象者	障がい者	伊奈町に住んでいる障害者手帳をお持ちの方
	町民	伊奈町に住んでいる町民の方
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	平成29年6月15日から平成29年6月30日まで	
調査項目	障がい者	・ご自身について ・将来の住居について ・通園・通学について ・外出について ・権利擁護について ・余暇・社会参加について ・住居について ・日頃の活動状況について ・就労状況について ・障害福祉サービスについて ・虐待について ・生活全般について
	町民	・ご自身について ・ボランティア活動について ・権利擁護について ・障がいのある方への意識、関心について ・障がいのある方の社会参加について ・福祉のまちづくりについて <以下、難病のある方又はそのご家族へ> ・ご自身について ・日頃の活動状況について ・就労状況について ・外出について ・あなたの住居について ・通園・通学について ・障害福祉サービスについて ・生活全般について
回収状況	障がい者	配付数 1,000 人 有効回収数 460 (46.0%)
	町民	配布数 1,000 人 有効回収数 381 (38.1%)

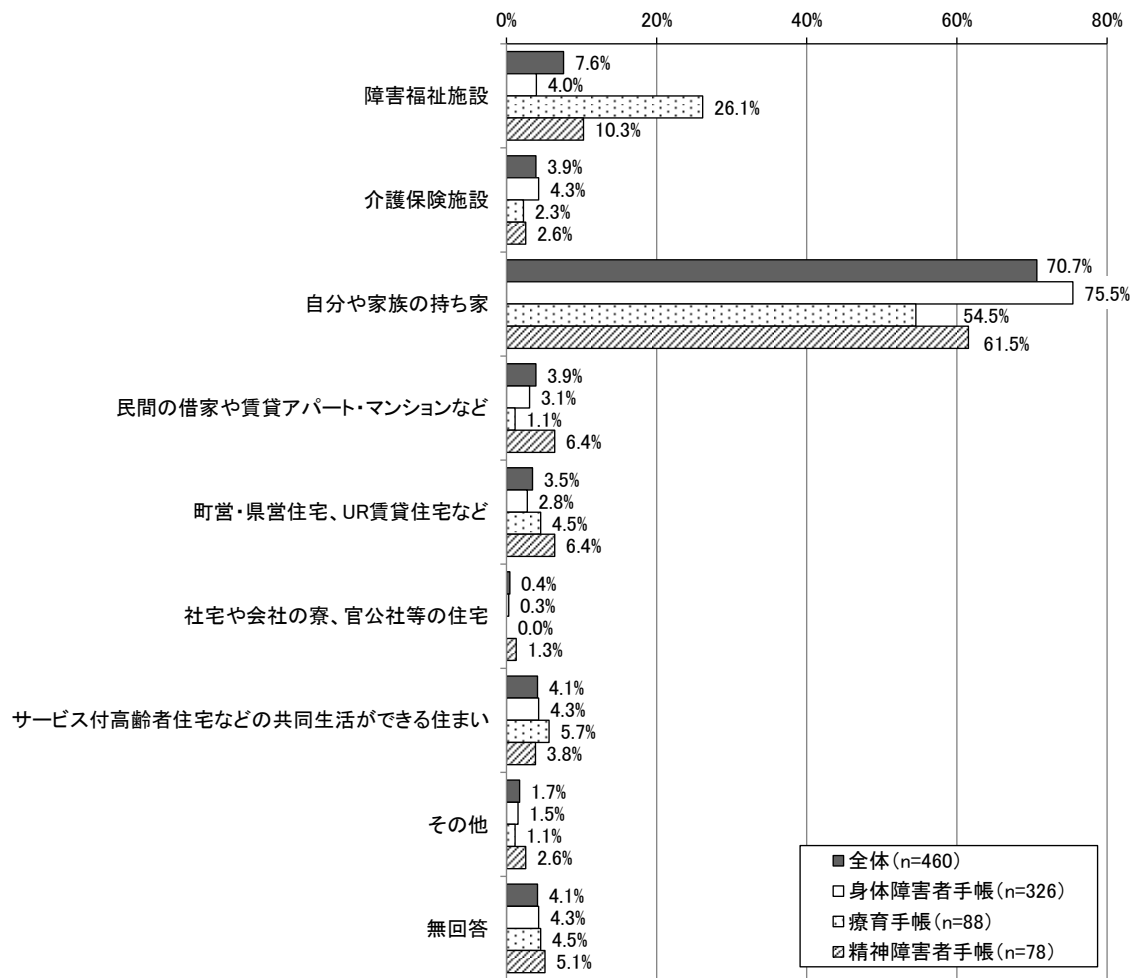
(2) 主な調査結果

① 住居について

現在の住まいについては、「自分や家族の持ち家」が障害の種類に関係なく 7 割を超え、最も多くなっています。また、将来暮らしたい場所についても、「自分や家族の持ち家」が最も多くなっていますが、その割合は「療育手帳」及び「精神障害者手帳」の所持者で大きく減少し、代わりに「障害福祉施設」や「町営・県営住宅、UR 賃貸住宅」、「サービス付高齢者住宅などの共同生活ができる住まい」などが多くなっています。



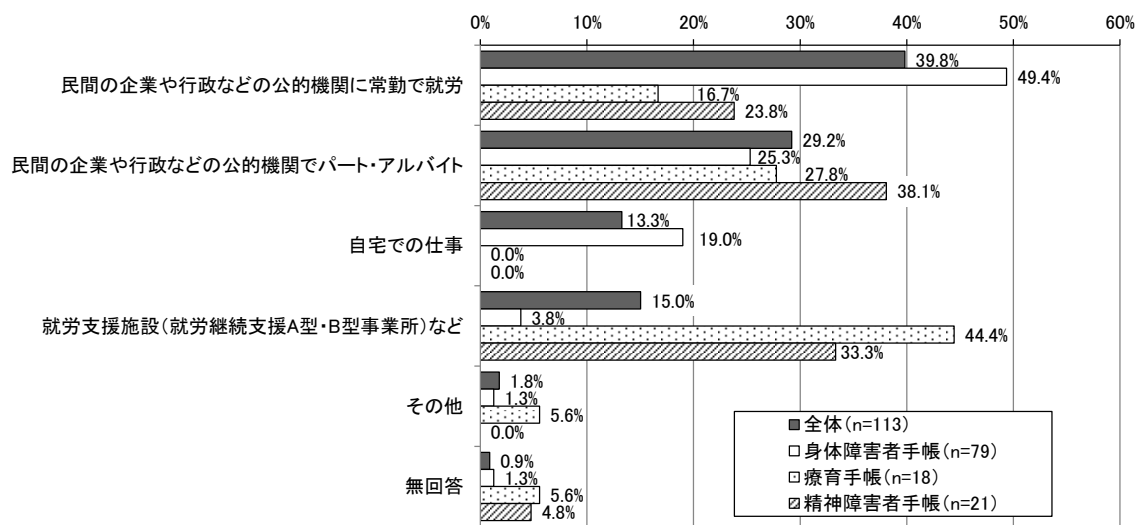
【将来暮らしたい場所】



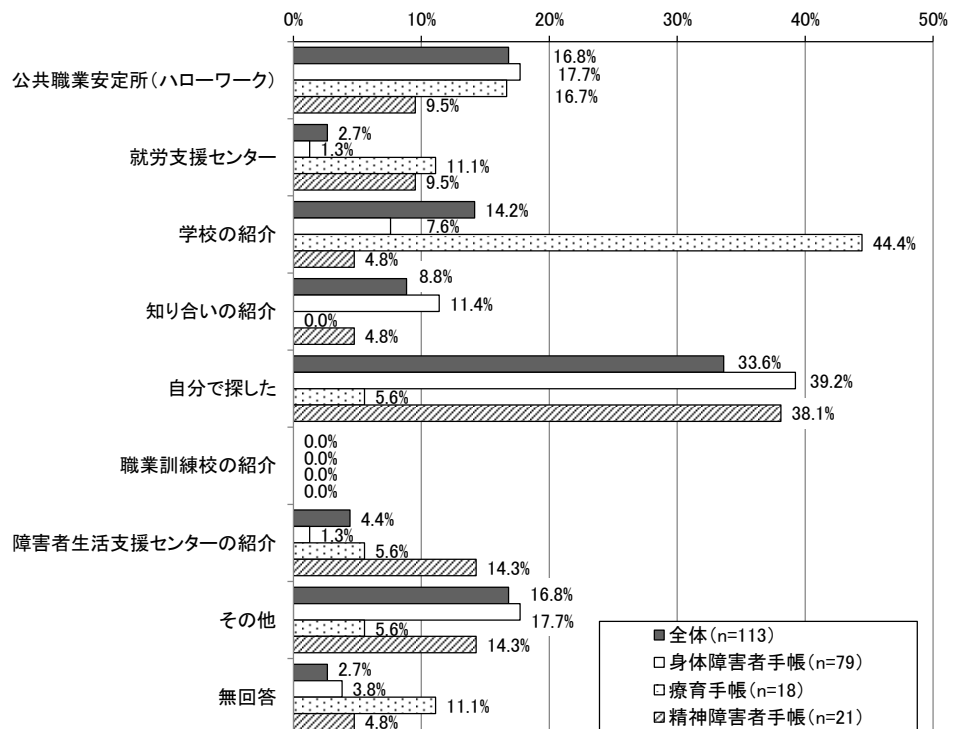
② 就労について

現在、仕事をしている方の就労状況については、「身体障害者手帳」所持者では「民間の企業や行政などの公的機関に常勤で就労」、「療育手帳」所持者では「就労支援施設（就労継続支援 A 型・B 型事業所）など」、「精神障害者手帳」所持者では「民間の企業や行政などの公的機関でパート・アルバイト」が最も多くなっています。また、就労のきっかけでは、「身体障害者手帳」と「精神障害者手帳」所持者では「自分で探した」、「療育手帳」所持者では「学校の紹介」が最も多く、障害の種類による特徴が大きく表れています。

【現在の就労状況】



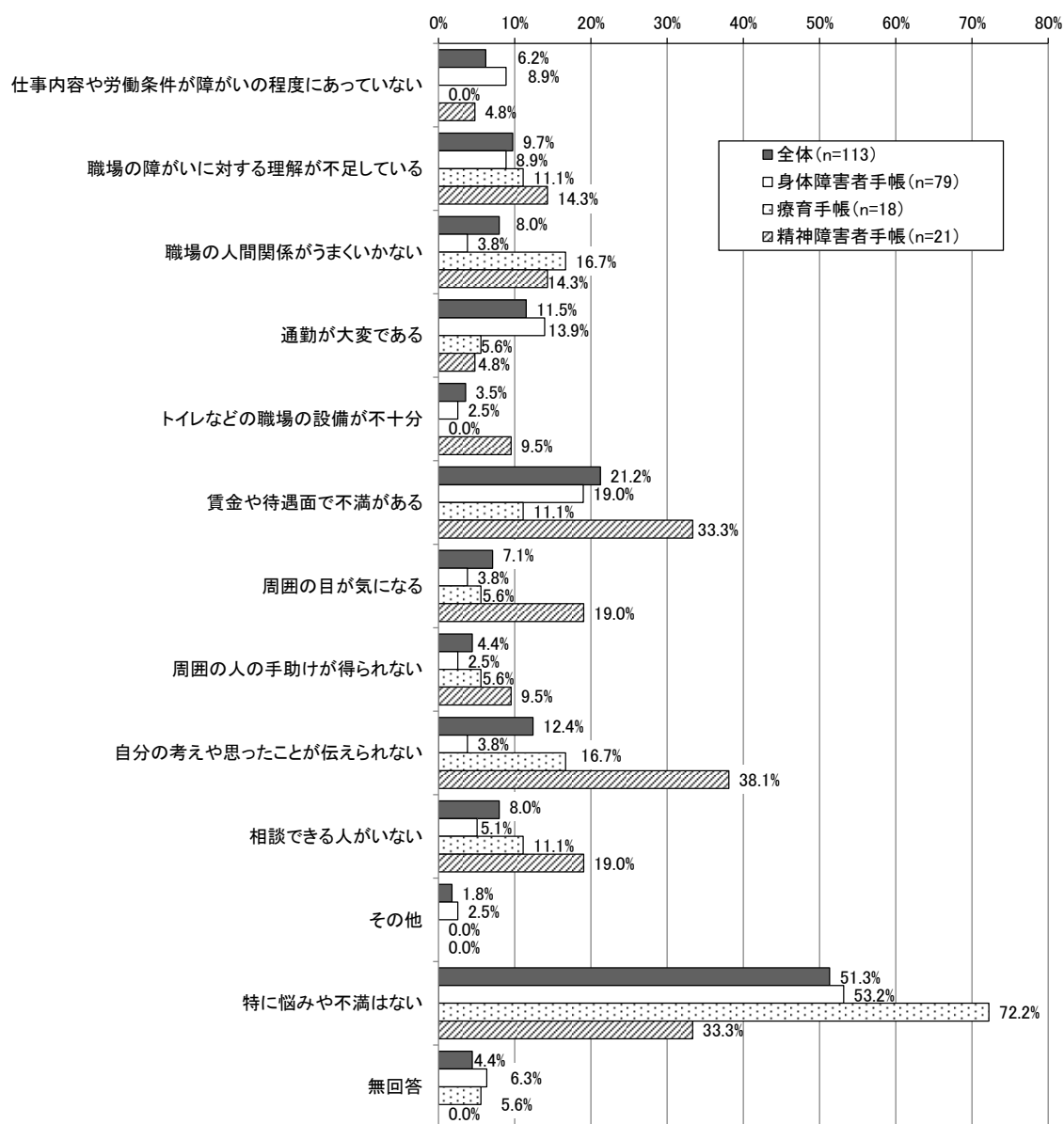
【就労のきっかけ】



現在の仕事の悩みや困っていることとしては、「特に悩みや不満はない」が全体では5割を占めていますが、障害別にみると、「精神障害者手帳」所持者の割合は3割と、他の手帳所持者よりも低くなっており、「自分の考えや思ったことが伝えられない」や「賃金や待遇面で不満がある」、「周囲の目が気になる」、「相談できる人がいない」などが多くなっています。

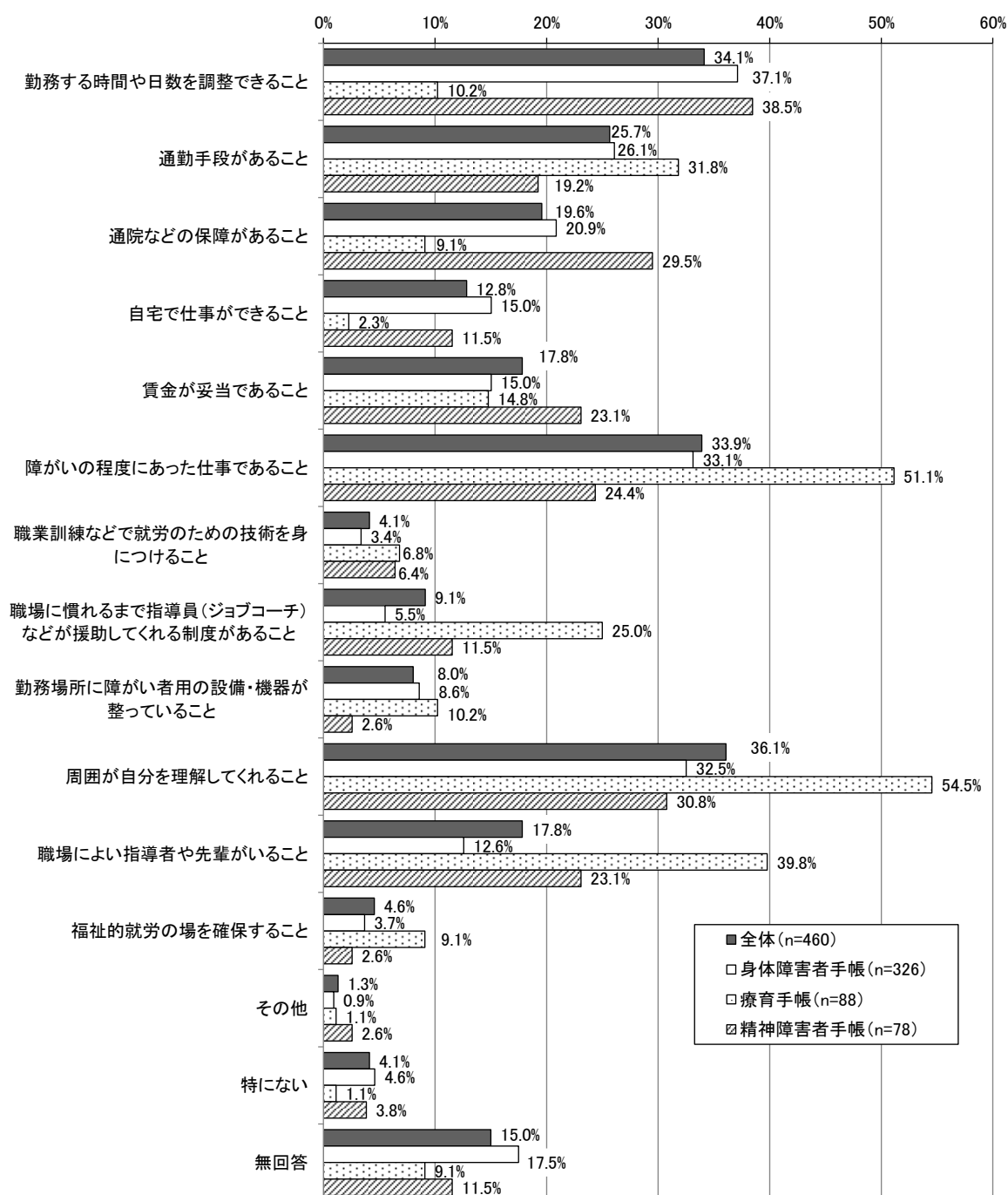
「身体障害者手帳」所持者がもつ悩みで多いのは、「賃金や待遇面で不満がある」や「通勤が大変である」で、「療育手帳」所持者では「職場の人間関係がうまくいかない」、「自分の考えや思ったことが伝えられない」が多く、障害特性ごとに異なる様々な悩みが示されています。

【現在の仕事の悩み】



障がい者が働くために整っていることが大切な環境としては、障害の種類によらず「周囲が自分を理解してくれること」、「障害の程度にあった仕事であること」が多くなっていますが、「療育手帳」所持者では「職場により指導者や先輩がいること」を合わせ、突出して多くなっています。また、「勤務する時間や日数を調整できること」は「身体障害者手帳」と「精神障害者手帳」所持者に多く、「通院などの保障があること」は「精神障害者手帳」所持者に多くなっています。

【障がい者が働くために必要な環境】



③ 障害福祉サービス等について

障害福祉サービスについて、比較的利用者が多いのは、「相談支援」、「日常生活用具の給付」、「生活介護」、「移動支援」、「施設入所支援」などとなっています。「相談支援」、「移動支援」、「生活介護」などは、今後の利用意向も多くなっていますが、「短期入所（ショートステイ）」、「日中一時支援」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「共同生活援助（グループホーム）」などは、現在の利用状況はそれほど多くないものの、今後の利用意向は大きいことが示されています。

【障害福祉サービスの利用状況と今後の希望】

項目	利用している		今後利用したい (続けたい)	
	回答数	比率	回答数	比率
ア 居宅介護（ホームヘルプ）	10	2.2%	49	10.7%
イ 重度訪問介護	4	0.9%	27	5.9%
ウ 同行援護	2	0.4%	33	7.2%
エ 行動援護	4	0.9%	44	9.6%
オ 重度障害者等包括支援	3	0.7%	34	7.4%
カ 短期入所（ショートステイ）	12	2.6%	72	15.7%
キ 療養介護	8	1.7%	42	9.1%
ク 生活介護	22	4.8%	55	12.0%
ケ 施設入所支援	17	3.7%	44	9.6%
コ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	5	1.1%	60	13.0%
サ 就労移行支援	9	2.0%	51	11.1%
シ 就労継続支援	12	2.6%	45	9.8%
ス 共同生活援助（グループホーム）	5	1.1%	52	11.3%
セ 相談支援	25	5.4%	112	24.3%
ソ コミュニケーション支援（意思疎通支援）	2	0.4%	14	3.0%
タ 日常生活用具の給付	25	5.4%	50	10.9%
チ 移動支援	22	4.8%	69	15.0%
ツ 地域活動支援センター	4	0.9%	47	10.2%
テ 日中一時支援	13	2.8%	63	13.7%
ト 訪問入浴サービス	3	0.7%	26	5.7%
ナ 成年後見制度利用支援事業	0	0.0%	30	6.5%
回答者数	460		460	

障害児福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」を現在利用している人が多い状況ですが、今後の利用意向は、いずれのサービスについても多くなっています。

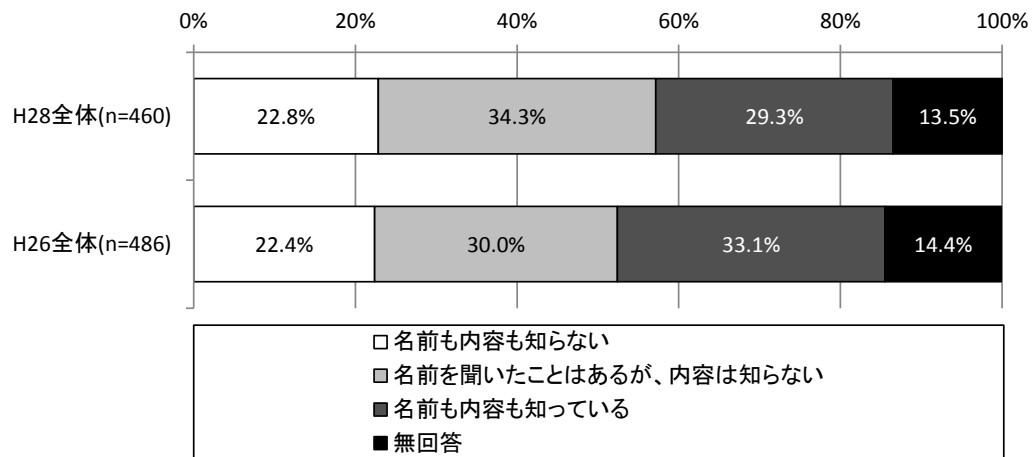
項目	利用している		今後利用したい (続けたい)	
	回答数	比率	回答数	比率
二 児童発達支援	5	9.6%	14	26.9%
ヌ 医療型児童発達支援	3	5.8%	6	11.5%
ネ 放課後等デイサービス	21	40.4%	30	57.7%
ノ 保育所等訪問支援	0	0.0%	3	5.8%
ハ 障害児相談支援	5	9.6%	16	30.8%
回答者数	52		52	

④ 権利擁護

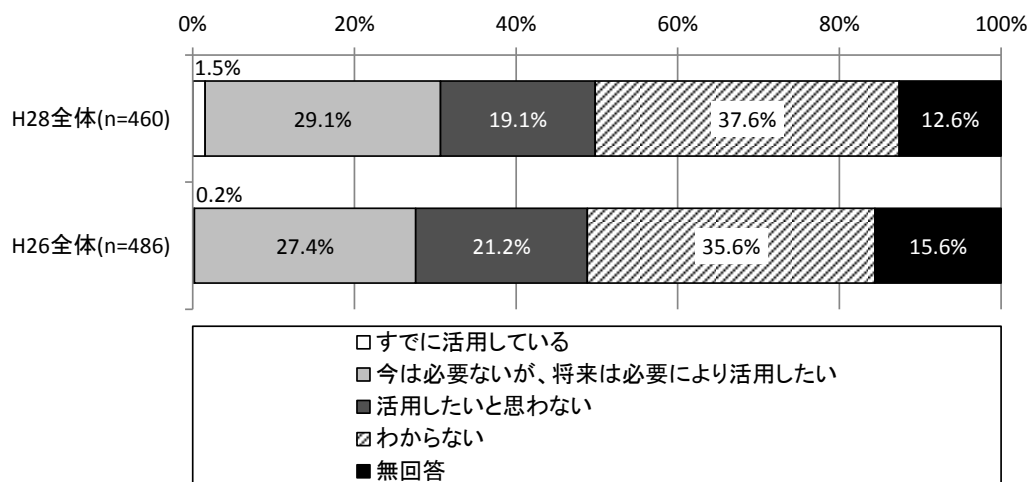
成年後見制度については、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知っている」を合わせても7割に達していません。平成26年の調査と比較しても、認知度に大きな改善はみられませんでした。

成年後見制度を活用している人は多くありませんが、平成26年からは増加しています。また、「将来は必要により活用したい」との回答も多くなってきています。

【成年後見制度の認知度】



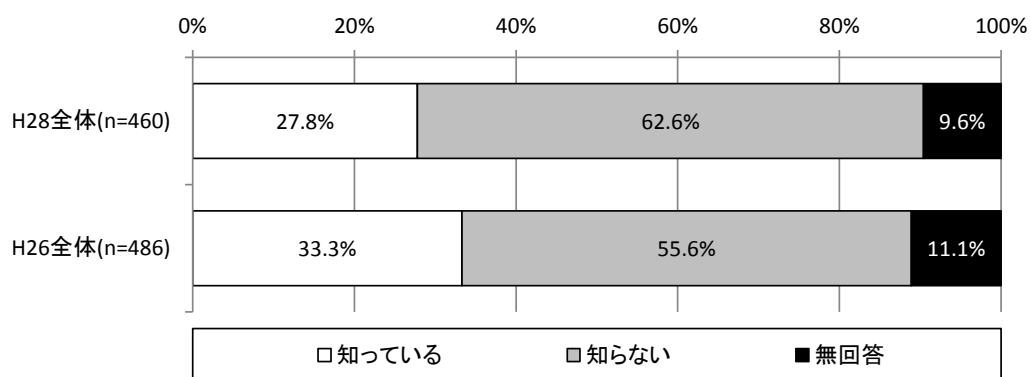
【成年後見制度の活用】



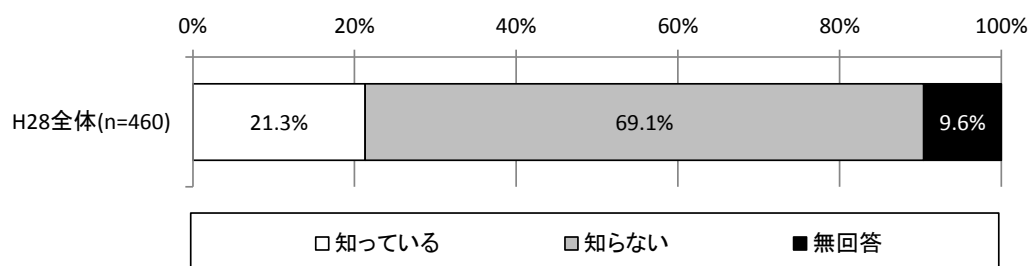
障害者虐待防止法について、「知っている」との回答は3割未満、「知らない」は6割以上で、平成26年の調査時よりも認知度は低下しています。

また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法を「知っている」との回答もほぼ2割に留まっており、これらの法律については、一層の周知活動が必要な状況です。

【障害者虐待防止法の認知度】

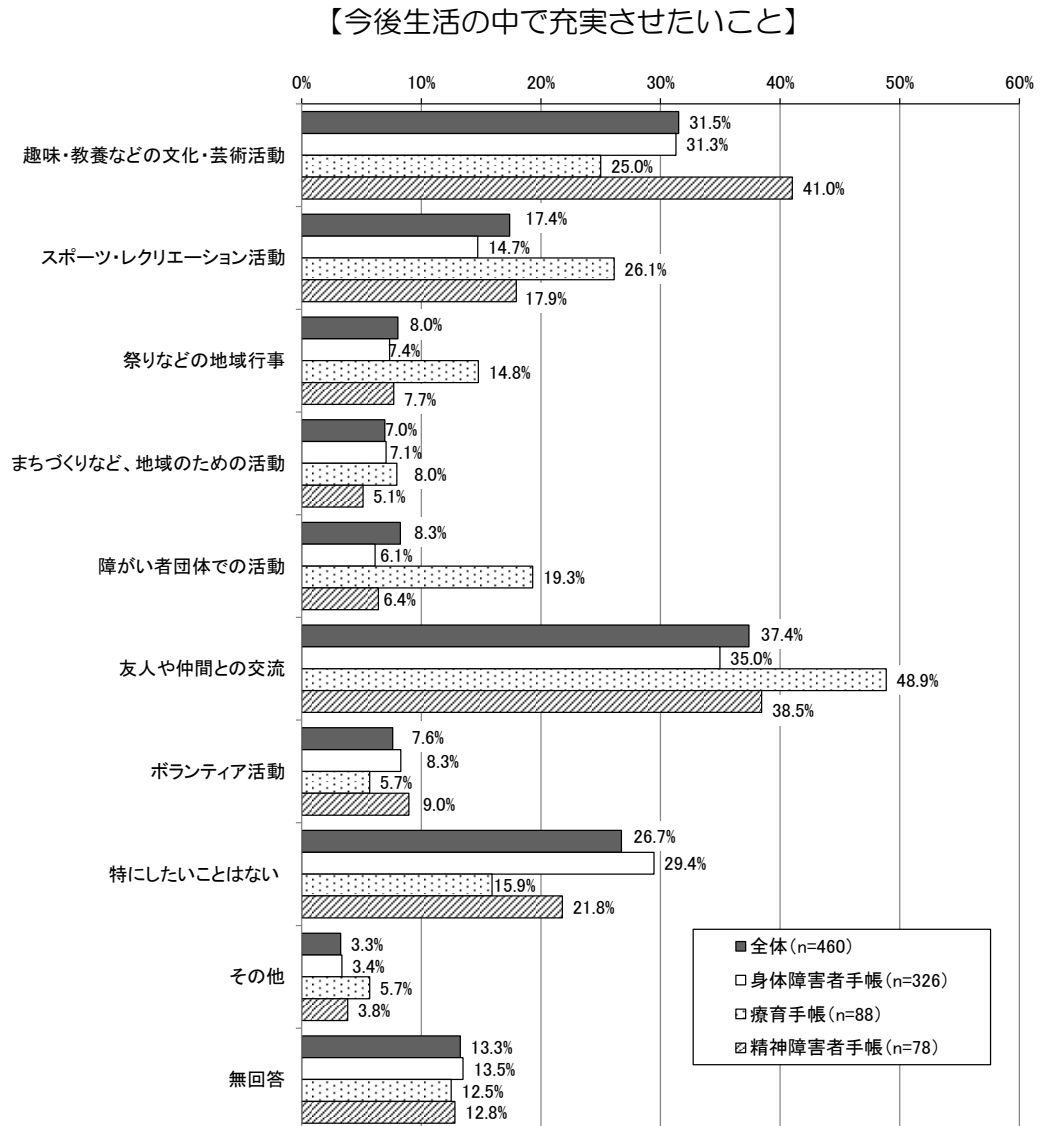


【障害者差別解消法の認知度】



⑤ 社会参加

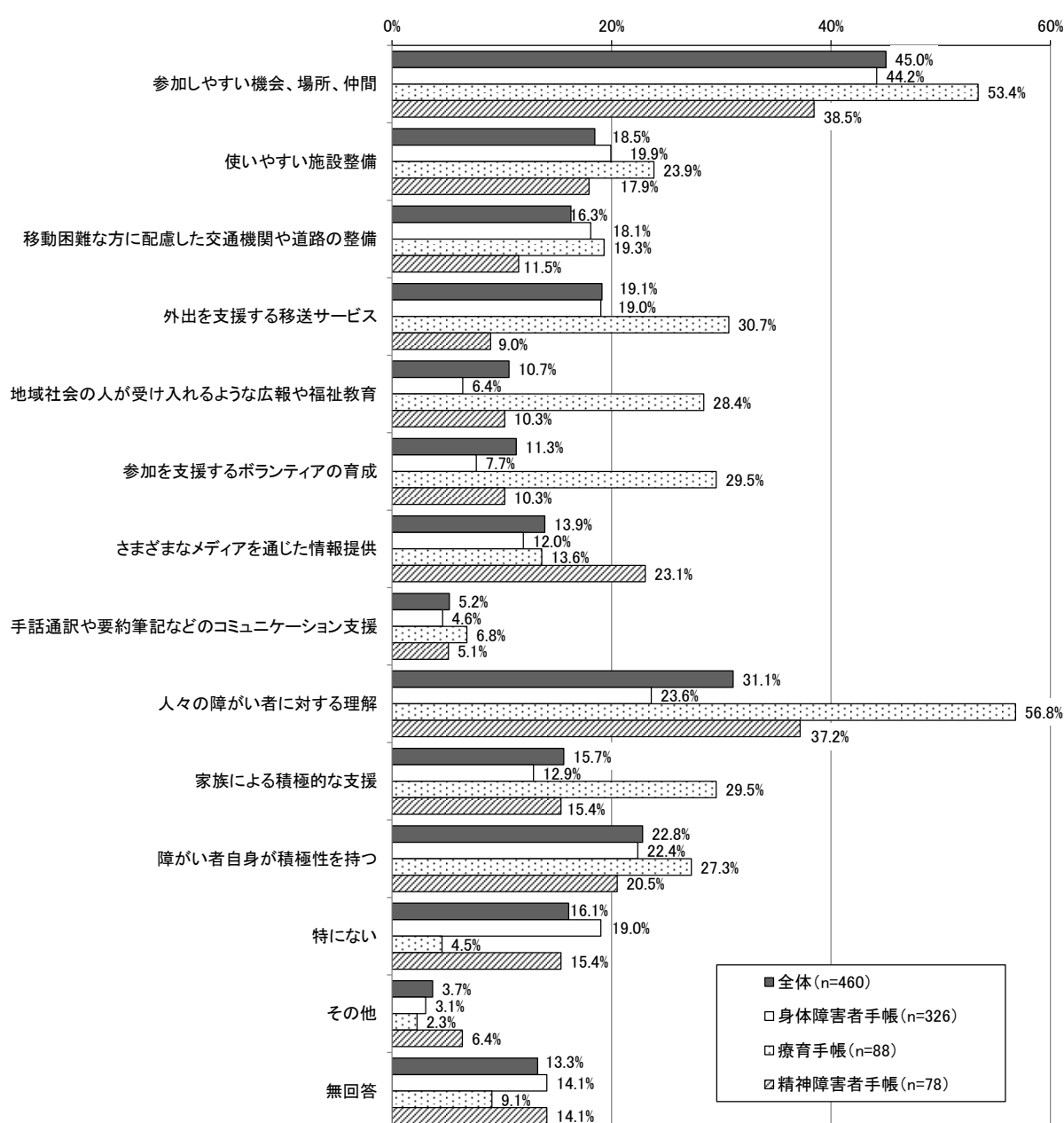
今後の生活の中で充実させたいこと、新たに始めたいことでは、「友人や仲間との交流」や「趣味・教養などの文化・芸術活動」との回答が多くなっていますが、「身体障害者手帳」と「精神障害者手帳」の所持者では、「特にしたいことはない」との回答が第3位となっています。



地域や社会に積極的に参加できるようにするために大切なこととして、全体では「参加しやすい機会、場所、仲間」、「人々の障がい者に対する理解」、「障がい者自身が積極性を持つ」が多くなっています。

障害別でみると、「身体障害者手帳」所持者は全体と同じ傾向、「療育手帳」と「精神障害者手帳」所持者では、「人々の障がい者に対する理解」、「参加しやすい機会、場所、仲間」が多く、「療育手帳」所持者では「外出を支援する移送サービス」が第3位、「精神障害者手帳」所持者では「さまざまなメディアを通じた情報提供」が第3位となっています。

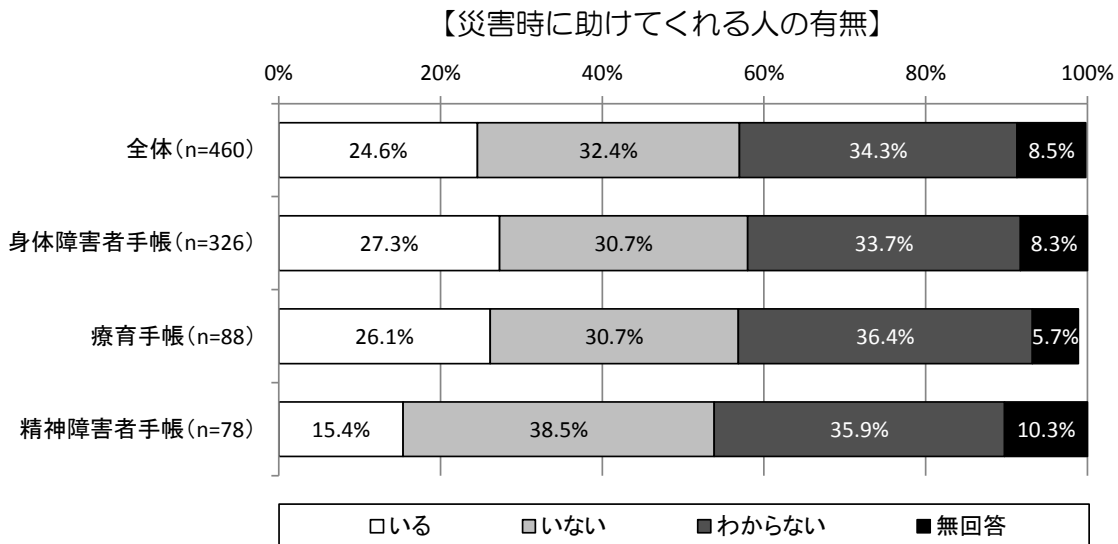
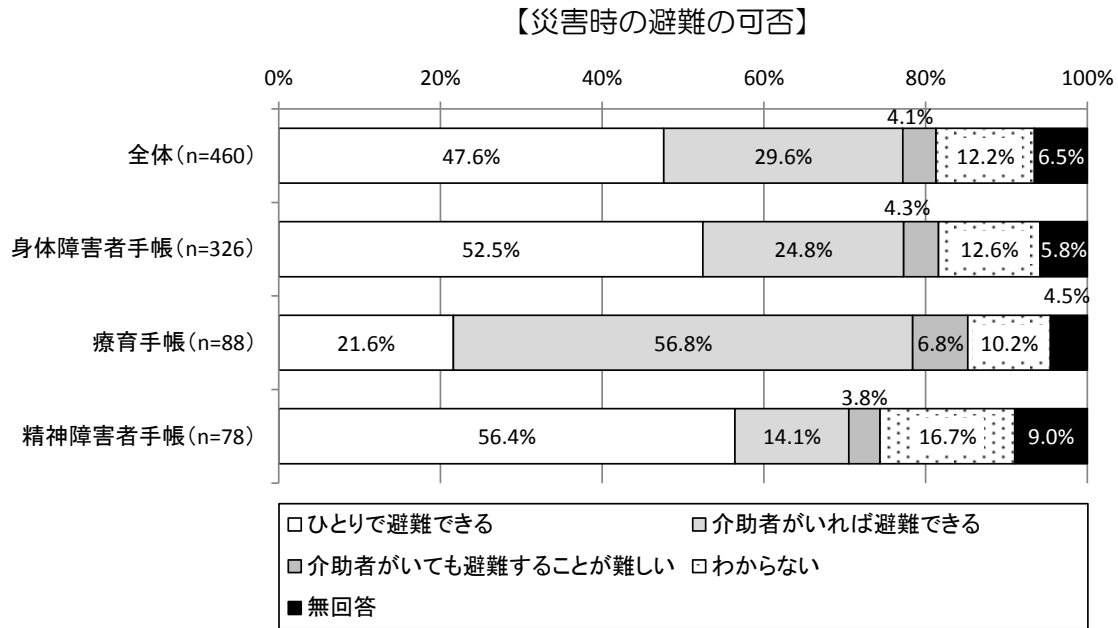
【地域や社会に積極的に参加するために大切なこと】



⑥ 災害などの緊急時の対応

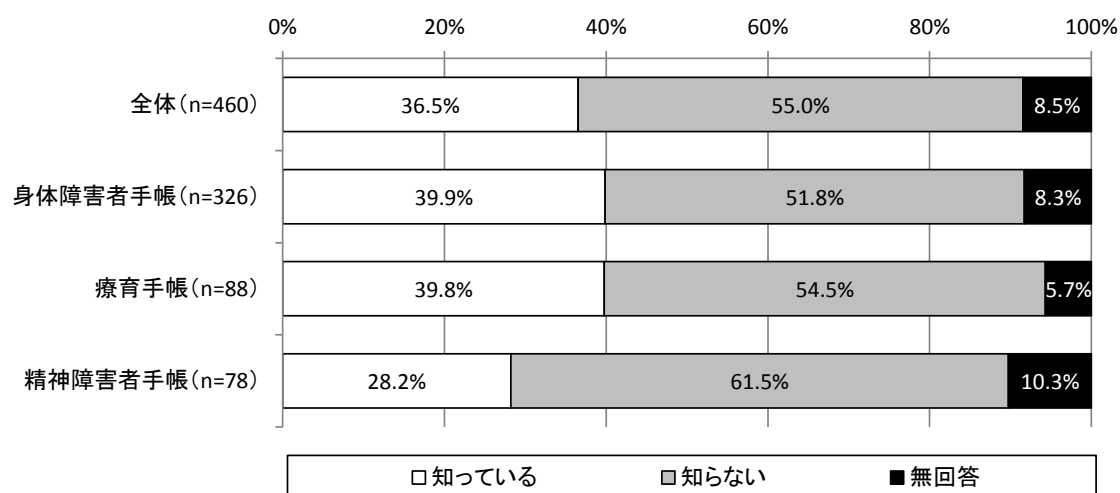
災害時に避難できるかについて、全体では「ひとりで避難できる」と約 5 割の人が回答していますが、障害別にみると、「療育手帳」所持者でその割合は 2 割程度に留まり、6 割近くの人が「介助者がいれば避難できる」と回答しています。

災害時、近所に助けてくれる人がいるかについては、3 割を超える人が「いない」と回答しており、特に「精神障害者手帳」所持者では「いない」が 4 割近くに達しています。



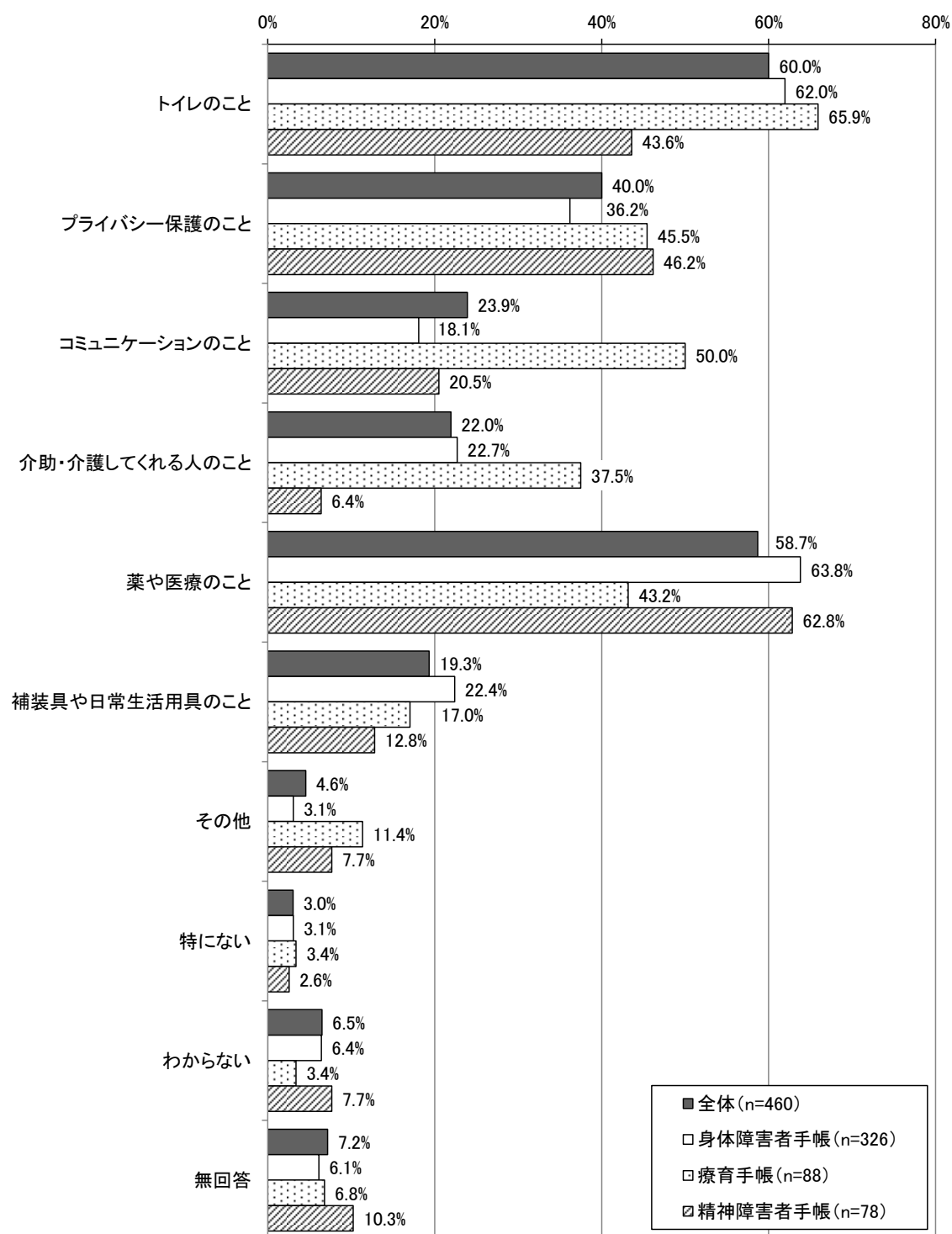
災害時に備えた伊奈町避難行動要支援者避難支援プランについて、「知っている」との回答は 4 割に達していません。特に災害時に近所に助けてくれる人が「いる」との回答が少なかった「精神障害者手帳」所持者で、「知っている人」が他の障がい者よりも少なく 3 割弱となっています。

【伊奈町避難行動要支援者避難支援プランの認知度】



災害時に避難所などで具体的に困ると思うことについて、全体では「トイレのこと」、「薬や医療のこと」、「プライバシー保護のこと」などが多くなっていますが、「療育手帳」所持者では「コミュニケーションのこと」、「介助・介護してくれる人のこと」も多くなっています。

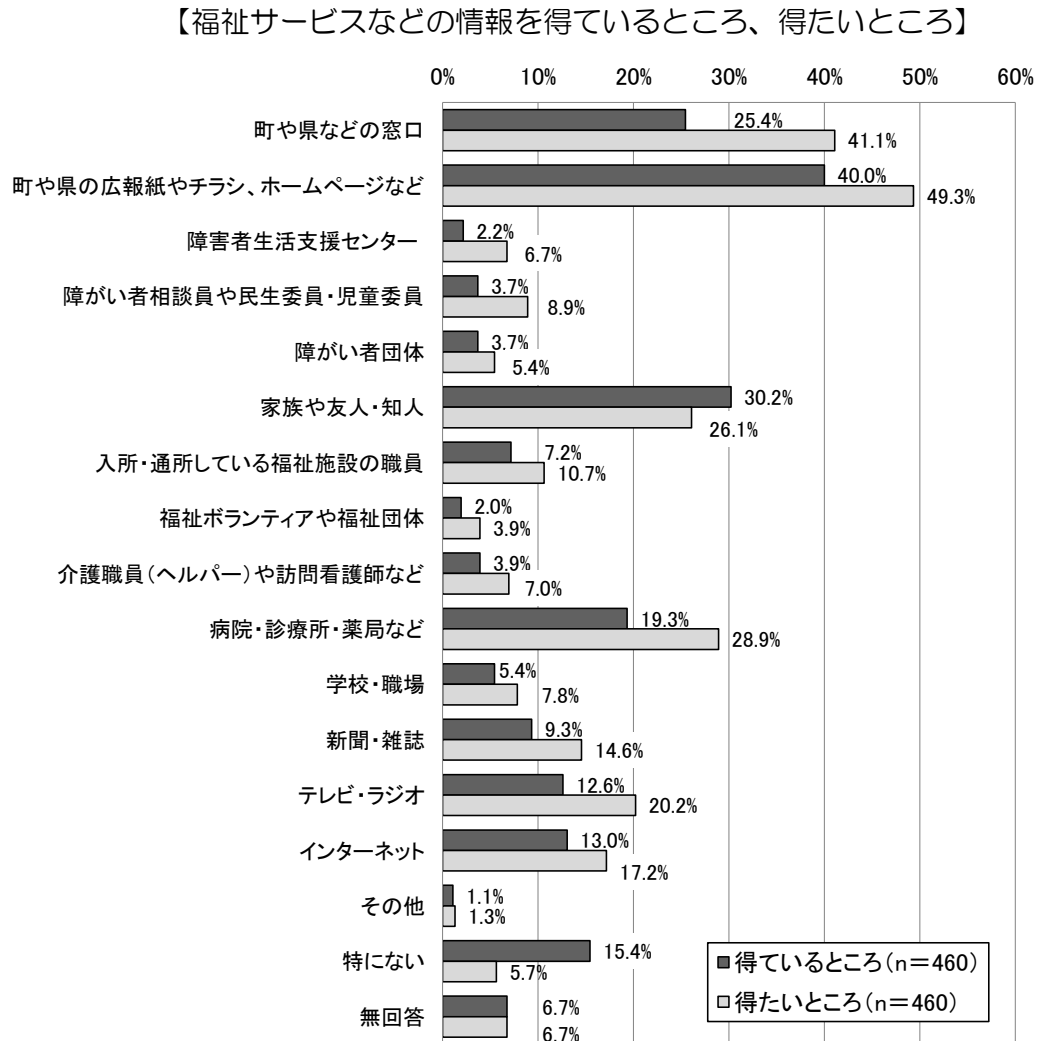
【避難所などで困ると思うこと】



⑦ 情報提供や町に取り組んでほしいこと

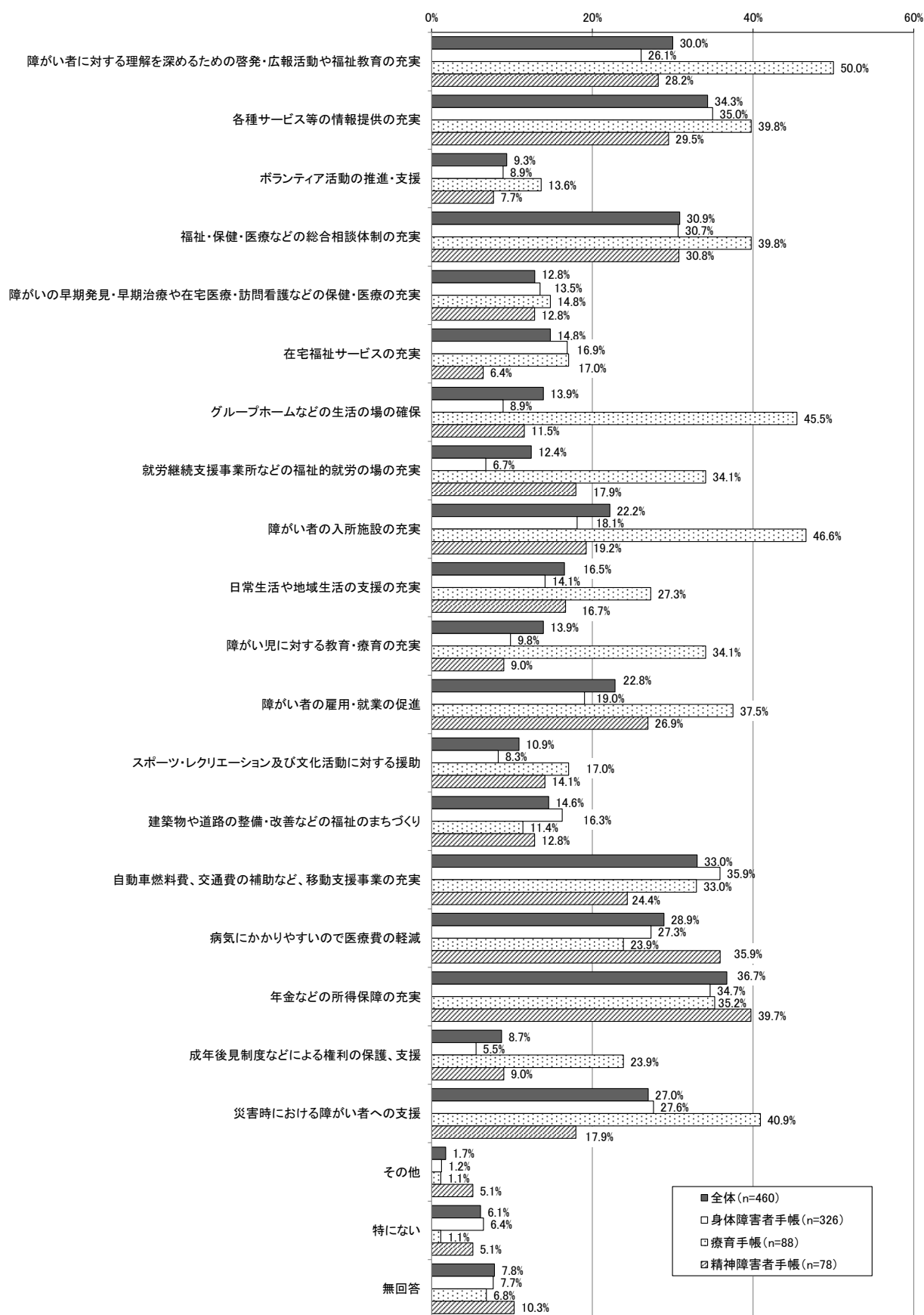
福祉サービスや福祉制度などの情報を得ているところでは、「町や県の広報紙やチラシ、ホームページなど」が最も多く、「家族や友人・知人」、「町や県などの窓口」、「病院・診療所・薬局など」が続いています。

一方、今後情報を得たいところについては、「町や県の広報紙やチラシ、ホームページなど」に続いて「町や県などの窓口」、「病院・診療所・薬局など」が多くなっています。



今後、町に力を入れてほしい取り組みについて、「身体障害者手帳」所持者では「自動車燃料費、交通費の補助など、移動支援事業の充実」、「各種サービス等の情報提供の充実」、「年金などの所得保障の充実」が、「療育手帳」所持者では「障がい者に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育の充実」、「障がい者の入所施設の充実」、「グループホームなどの生活の場の確保」が、「精神障害者手帳」所持者では「年金などの所得保障の充実」、「医療費の軽減」、「福祉・保健・医療などの総合相談体制の充実」が、それぞれ多くなっています。

【今後、町に力を入れて欲しい取り組み】



第4節 ヒアリング調査から見た状況

本計画の策定の基礎資料を得るために、町内の障害福祉関係団体並びに障害福祉サービス事業者の皆様に対し記述式によるヒアリング調査を行いました。それぞれの結果は次のとおりです。

(1) 障害福祉関連団体ヒアリング

■回答団体の属性

項目	内容 ※ () 内の数字は団体数
回答団体数	3 (特別支援学校親の会、身体・知的障がい者の会)
対象とする障害区分	身体 (3)、知的 (2)、難病 (1) ※重複あり
主な活動区域	町内全域 (2)、町内と隣接市町村など (1)

■主な項目に対する回答のまとめ

項目	内容 ※ () 内の数字は団体数
団体活動上の課題	情報発信する場や機会が乏しい (2) 他の団体と交流する機会が乏しい (2) 新規メンバーの加入が少ない (1) メンバーが仕事・家事などで忙しい (1) 役員のなり手がいない (1) 活動がマンネリ化している (1) 活動に必要な情報が集まらない (1)
活動活性化に必要と思うこと	福祉サービスに関する情報提供 (1) 外部との交流機会の拡大 (1) 外部への情報発信の機会づくり (1) 活動場所の充実 (1)
今後取り組みたい活動と必要な支援	地域の理解を深めるためのイベント等への参加 (1) 卒業後の受入施設充実のための行政の働きかけ (1)
障がいのある方の日常生活で、不安に思うこと	障がい者の親や保護者の高齢化 (2) 重度や18歳を超えた障がい者を受け入れる施設や体制がない (1)
日中活動での課題、日中活動への地域や行政に求める支援	障害についての地域の理解 (2) 小さい頃から共生する環境整備のための行政支援 (1) ○デイサービスも増え、日中活動は問題ない (1)
相談や情報収集で困っていること	職員の専門性の不足 (1) ○デイサービスが増え、情報入手がスムーズになった (1)
障害福祉サービス等の利用の仕組みや提供体制について感じる	障害告知された人への福祉サービス情報の提供とそのための行政の連携がほしい (1)

項目	内容 ※（ ）内の数字は団体数
障害福祉サービスや地域生活支援事業について感じること	専門の職員の配置が必要（１） 不足しているサービス： 重度障がい者の生活介護、障がい者専門医療、訪問入浴、ショートステイ（医療的ケア含む）、ライフステージに応じた支援（各１）
伊奈町に希望すること	① 保健・医療 体制の整備（１）、行政の連携（１）、医療機関情報提供（１） ② 生活環境 施設（生活介護、公共施設の障がい者用駐車場）整備（２） ③ 相談・情報提供 専門職（カウンセラー）の配置（１）、障害福祉サービスの内容が分かるパンフレットの作成（１） ④ 住まい・住居 グループホーム等の施設整備（２） ⑤ 雇用・就労 障がい者雇用のための行政から企業への働きかけ（１） ⑥ 障がいへの理解と交流 幼少時からの交流の取り組み（１）、ボランティアの理解促進のための取り組み（１） ⑦ 差別の解消・権利擁護 啓発活動の推進（１）、心のバリアフリーの取り組み（１） ⑧ 教育・保育 医療的ケア児への行政支援（１） ⑨ 生涯学習活動・余暇活動・社会参加 療育環境の整備（１）、障がい理解のためのイベント開催（１） ⑩ 安全・安心 防災マニュアルの整備（１）、福祉避難所の整備（１）

(2) 障害福祉サービス事業者ヒアリング

■回答事業者の属性

項目	内容 ※（ ）内の数字は事業者数
回答団体数	17
法人の運営母体	社会福祉法人（12）、NPO 法人（2）、民間法人（2）、無回答（1）
主な事業区域	町内と隣接市町村（10）、県内（4）、町内全域（2）、無回答（1）
障害福祉サービスの種類	居宅介護（2）、重度訪問介護（2）、行動援護（2）、短期入所（2）、生活介護（5）、施設入所支援（2）、自立訓練（1）、就労移行支援（2）、就労継続支援（B 型）（5）、共同生活援助（4）、児童発達支援（1）、放課後デイサービス（2）、相談支援（5）、移動支援（2）、地域活動支援センター（1）、日中一時支援（3）、生活サポート（2）、生計困難者相談支援（1） ※重複あり
対象とする障害区分	身体（11）、知的（16）、精神（12）、発達（1）、難病（2）、その他応相談（1） ※重複あり

■主な項目に対する回答のまとめ

項目	内容 ※（ ）内の数字は事業者数
事業所の課題	従事者の新規確保が困難である（9） 職員の研修、育成を行う時間が十分とれない（8） 施設整備などの資金繰りが困難である（7） 事務量が増大している（7） 事業単価が低く経営が困難である（6） 利用者の高齢化や障害の重度化で、人員が不足している（5） サービスの内容や質の安定、向上を図ることが困難である（5） 事業の拡大や新規事業の立ち上げが困難である（3） 利用者の退所や利用の抑制がある（3） 職員の給与の据え置きが続いている（2） 労働条件などにより職員の退職がある（2） 町民、近隣住民の理解を得るのに苦労している（2） 特になし（0） その他（利用に偏りがある）
利用者を支援する上での課題	障害の高度化・重度化への対応（5） 関連組織や機関、企業との連携や情報共有（5） 保護者や家族への支援（2） など
役場や関係機関への意見・要望	情報提供（2）、財政支援（2）、現場の把握・理解（2）、企業や事業所間の連携支援（2）、体制の整備（2）、施設・環境整備（2）、近隣住民の理解獲得の支援（1） など

項目	内容 ※（ ）内の数字は事業者数
地域生活への移行や就労支援の実現に向け、力を入れる必要のあること	関係機関の連携（6）、雇用・就労支援（5）、入所施設整備（5）、相談支援体制の充実（3）、財政支援（3）、障がい者の理解の推進（2）など
その他のご意見・ご要望	委託相談支援事業所が今まで培ってきたノウハウを出し合い、強みを生かしながら連携して支援にあたることが今求められており、そのコーディネートを担当するのが基幹相談支援センターと考えます。委託相談支援事業所と基幹相談支援センターの役割、行政の役割を明確にしていけるようご検討下さい。

第3章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念

障害の有無にかかわらず、自らの生活を主体的に選択し、住み慣れた地域で共に支えあいながら、安心して暮らせるまちづくりが必要です。

「伊奈町第5期障害福祉計画及び伊奈町第1期障害児福祉計画」では、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、障害者施策の基本的な方針を定める上位計画「伊奈町第2期障害者計画」で掲げた基本理念「共に生き 共に支えあう 安心・安全なまち」を踏襲し、障がい者と障がい児の福祉の充実を目指します。

「共に生き 共に支えあう 安心・安全なまち」

第2節 基本的な考え方

本計画の基本的な考え方については、伊奈町第2期障害者計画及び伊奈町第4期障害福祉計画における「障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方」に基づく、以下の視点①から⑤に、新たな「伊奈町第1期障害児福祉計画」に対応する視点⑥を加えた6つの視点に配慮し、必要となる障害福祉サービス等の計画的な整備を行います。

基本的視点① 訪問系サービスの充実

一人ひとりが、障害の状態やニーズに応じて自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な居宅支援が受けられるように、訪問系サービスの充実に努めます。

基本的視点② 日中活動系サービスの充実

地域で自立や就労のための訓練や職場復帰への定着を目指す支援、あるいは介護を受けながら社会とのつながりを持ち、様々な日中活動の場の確保に努めます。

基本的視点③ 地域生活移行の促進

住み慣れた地域で安心して暮らせるように、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療との連携を進め、地域生活移行の促進に努めます。

基本的視点④ 自己実現と社会参加の支援

障がいのある人が自らの意思と意欲に基づき、就労・創作活動・交流などの様々な活動に参加することができるよう、地域活動支援センターをはじめとする地域生活支援事業による日中活動を提供します。

また、社会参加をする上で外出・移動や意思疎通が困難な方を支援するため、障害の種別・程度・部位に応じた必要な支援を行う地域生活支援事業を充実します。

基本的視点⑤ 相談支援の提供体制の確保

障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行う、相談支援サービスの充実に努めます。

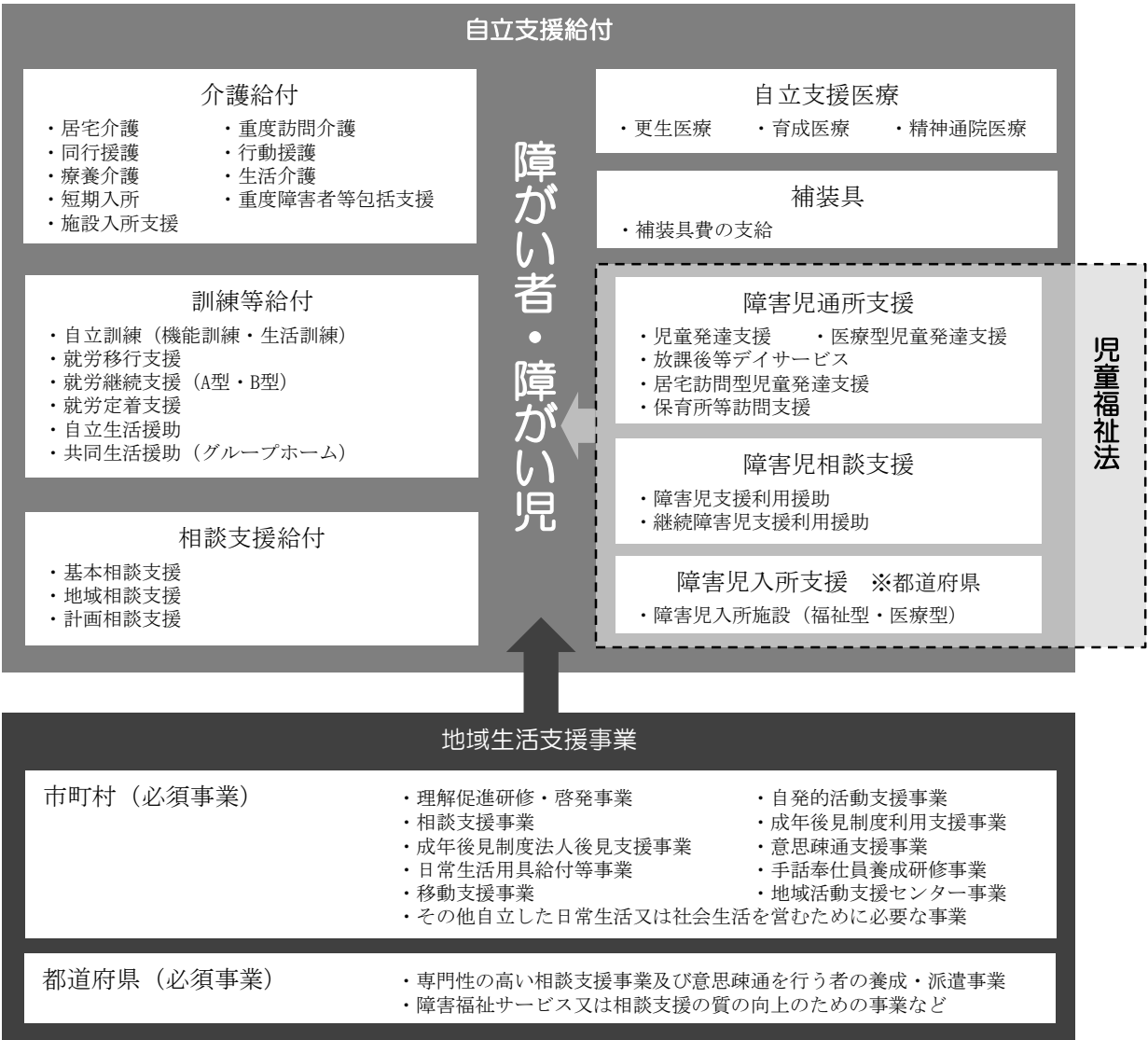
また、地域自立支援協議会と連携し、相談支援体制を充実します。

基本的視点⑥ 障害児支援のニーズへのきめ細かな対応

児童福祉法の改正の趣旨を踏まえ、重度の障がい児や医療的ケアを必要とする障がい児等への支援の充実に努めます。

第3節 障害福祉サービス等の全体像

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年6月に公布され、平成30年4月1日に施行されます。この改正による内容も踏まえた障害福祉サービス等の全体像は以下のとおりです。



第4章 施策の展開

第1節 平成32年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■基本指針

国の基本指針	平成28年度末時点での施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。 当該目標の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。
県の考え方	地域移行者数は国と同様9%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。 《設定しない理由》 本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。

■数値目標

項目	平成28年度末 実数値	平成32年度末 目標値	備考
施設入所者	28人	—	県と同様の理由により、目標値は定めない
地域生活移行者数	—	2人	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

■目標値達成に向けた方策

- 地域で自立した生活が行えるよう、自宅のバリアフリー化に向けた支援や居宅サービス、日中活動系サービス等の情報提供を積極的に行っていきます。
- 社会福祉法人をはじめ、NPO法人等民間活力を活用したグループホームの設立のための支援を行い、居住の確保を図ります。
- 啓発活動を通じて、地域における障害の理解促進を図ります。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム²の構築

■基本指針

国の基本指針	平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。 市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
県の考え方	国の基本指針のとおり。

■数値目標

項 目	平成 28 年度末 実数値	平成 32 年度末 目標値	備 考
協議の場の数	0	1	協議会や専門部会の設置も含む

■目標値達成に向けた方策

平成 32 年度末までに、財政面及び人員配置面も考慮し、周辺自治体との共同設置も視野に、1 ケ所の設置を目指します。

² 地域包括ケアシステム：住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の特性に応じて構築する、包括的な支援・サービス提供体制のこと。

(3) 地域生活支援拠点³等の整備

■基本指針

国の基本指針	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を持つ地域生活支援拠点（多機能拠点整備型又は面的整備型）を、地域の実情に応じた創意工夫により、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することを基本とする。
県の考え方	国の基本指針のとおり。

■数値目標

項 目	平成 28 年度末 実数値	平成 32 年度末 目標値	備 考
拠点数	0	1	

■目標値達成に向けた方策

平成 32 年度末までに、財政面及び人員配置面も考慮し、周辺自治体との共同設置も視野に、1 ケ所の設置を目指します。

³ 地域生活支援拠点：障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域における障がい者・児の生活を支援するために相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

■基本指針

国の基本指針	平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。 また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業者ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを指すものとする。 なお、目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を各目標値に加えた割合以上を目標値とする。 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。 一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定にあたり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までに数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
県の考え方	国の基本指針のとおり。

■数値目標

項 目	平成 28 年度末 実数値	平成 32 年度末 目標値	備 考
一般就労移行者数	1	3	
就労移行支援事業の利用者数	9	14	
就労移行率 3 割以上の事業所	—	1	事業所が 1 ケ所のみ

■目標値達成に向けた方策

- 対象者への就労関係機関に関する情報提供を行うとともに、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携し、就労につながるよう努めていきます。
- 啓発活動を通じて、企業における障害や障がい者の理解の促進を図ります。

第2節 障害福祉サービス等の見込み量

(1) 訪問系サービス

平成28年度現在、町内では、居宅介護・重度訪問介護がそれぞれ5事業所、行動援護が2事業所となっています。在宅での生活を継続していけるよう、利用者や事業者への情報提供を進め、訪問系サービスの適切な提供を進めます。

■サービス見込量（ひと月あたり）

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	640	660	680
行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	人	30	31	32

■見込量確保の方策

- 施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行により、グループホームや単身での地域生活を始めるにあたり、サービスの利用が円滑にできるよう配慮するとともに、障害の種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、それぞれの障害の特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- 利用者や事業者へのサービス利用に関する情報提供の充実を図っていきます。
- 介護者の高齢化による不安もあることから、将来を見越した相談支援の充実を図ります。

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスには、一般企業への就職を希望したり、一般就労以外の創作活動や生産活動等を希望したり、生活能力の維持・向上を図るための訓練をしたりするなど、一人ひとりの目標に合わせ様々なものがあります。地域での自立を支援する点からも、障がい者の日中活動の場の確保は、ますます重要になっています。また、地域生活への移行の観点からは、グループホーム等の住まいの確保も必要となります。

一方、日中活動機会への参加に向けては、移動の面での不自由さも見受けられており、移動手段の確保も重要となっています。そのため、地域生活支援事業である「移動支援」についても、同時に周知に努めていきます。

町内にある日中活動の場は限られていますが、町外の事業所も含めて、活動の場に関する各種の情報提供に努めていきます。

就労支援に向けては、町内に就労継続支援（Ｂ型）を兼ねる就労移行支援事業所が１ヶ所設置され、就労継続支援（Ｂ型）の事業所は合わせて２ヶ所となりました。

また、第５期障害福祉計画から、就労定着支援^４が新たなサービスとして加わりました。今後、そうした新たなサービスや事業所についても情報提供に努めていきます。

■サービス見込量（ひと月あたり）

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	人	5	5	5
生活介護	人日	1,115	1,127	1,139
	人	58	59	60
短期入所（ショートステイ） （福祉型・医療型）	人日	80	88	96
	人	10	11	12
自立訓練（機能訓練）	人日	20	20	20
	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日	45	60	60
	人	3	4	4
就労移行支援	人日	240	260	280
	人	12	13	14

^４ 就労定着支援：就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている者に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るために行う支援。

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A型）	人日	160	180	200
	人	8	9	10
就労継続支援（B型）	人日	592	608	624
	人	37	38	39
就労定着支援	人日	1	1	1
	人	1	1	1

■見込量確保の方策

- 施設等へ通所する方の移動手段の確保も課題となっていることから、地域生活支援事業の積極的な周知や利用促進に努めていきます。
- 障害福祉サービス事業者の意向把握に努め、また広く情報提供を行うことにより、事業者の新分野参入の促進を図ります。
- 利用者が必要とするサービスニーズを的確に把握し、サービス提供事業者等の活動の場に関する情報提供に努めていきます。
- 就労移行支援については、サービス利用後の就労先の確保のために、公的機関・民間企業・福祉施設が持つそれぞれの役割を活用し、就労に関する支援を総合的な面から整備する必要があります。関係機関等と連携を図りながら、検討を進めます。

(3) 居住系サービス

地域生活への移行、地域での自立を支援する観点から、日中活動の場の確保とともに、住まいの確保が重要となっています。現在、町内のグループホームは1ヶ所となっています。

また、第5期障害福祉計画から、自立生活援助⁵が新たなサービスとして加わりました。今後、そうした新たなサービスや事業所についても情報提供に努めていきます。

■サービス見込量（ひと月あたり）

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人日	1	1	1
	人	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人	13	14	15
施設入所支援	人	28	29	29

■見込量確保の方策

○社会福祉法人やNPO法人等、民間の活力を活用したグループホームの更なる設立を支援し、居住の場の確保を図ります。

○施設入所支援を真に必要とする障がい者がサービスを利用できるよう、現在、施設に入所している障がい者で、地域移行が可能な人の移行促進を図ります。

○啓発活動を通じて、地域における障害の理解促進を図ります。

⁵ 自立生活援助：障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者に対し、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うこと。

(4) 計画相談支援

障がい者が地域で自立した日常生活や社会活動を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が必要です。計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援等を通じて、相談支援体制の充実を図ります。

■サービス見込量

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談	人	98	103	108
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

■見込量確保の方策

○障害福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、相談支援事業所と連携し、サービスの提供・充実を図ります。

第3節 地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付に加えて、地域生活支援事業を実施しています。

(1) 必須事業

相談支援事業については、委託先である町外の事業所を中心にサービスを提供していますが、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実のために、福祉・保健・医療・教育などの機関や団体で構成する「上尾市・伊奈町地域自立支援協議会」を活用し効果的な相談支援事業を実施しています。また、移動支援については、通所・通学を認めるなど、町独自のサービスを展開しています。

今後も、サービスの紹介や啓発を行う他、利用者側の視点に立ち、利用しやすいサービスの提供に努めます。

■サービス見込量（年間）

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基幹相談支援センター ⁶	ヶ所	0	0	1
相談支援事業				
・ 相談支援事業	ヶ所	4	4	5
・ 地域自立支援協議会	ヶ所	1	1	1
・ 成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1
意思疎通支援事業	人	7	7	7
日常生活用具給付事業	件	720	730	740
移動支援事業	人	28	29	30
	時間	4,300	4,450	4,600
地域活動支援センター事業 (I 型)	ヶ所	1	1	1
	人	55	56	57

■見込量確保の方策

○基幹相談支援センターについては、町単独での設置が困難なことから、周辺自治体と平成 32 年度に 1 ヶ所共同で設置することを目指して検討を進めます。

⁶ 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援に関する業務を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や連携の支援を総合的に行う機関。

- 相談支援事業については、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行っていきます。また、虐待の防止及びその早期発見のため、社会福祉協議会など関係機関との連絡調整や障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行っていきます。
- 知的障がい又は精神障がいのある人が、成年後見制度を利用するにあたり、申立てに要する経費を助成し、経済的負担の軽減、権利擁護と福祉の増進を図ります。
- 「上尾市・伊奈町地域自立支援協議会」の更なる機能の充実を図り、地域の相談支援、情報提供体制の強化に努めていきます。
- 意思疎通支援事業については、サービス提供体制を確保し、利用促進の啓発に努めます。
- 日常生活用具給付事業については、日常生活用具を必要とする人へ、障害の特性に応じた適切な給付が行われるように努めます。また、ニーズに合った給付ができるよう、品目等の見直しを適宜行います。
- 移動支援事業については、利用対象要件の拡大について検討していきます。また、指定事業者情報の提供により、スムーズなサービス利用ができる体制の確保に努めます。
- 地域活動支援センター事業については、機能の充実と利用者への情報提供に努めます。

(2) 任意事業

日中一時支援事業については、非課税者は自己負担額を無料としたり、移動支援では通所・通学等を認め、肢体不自由者の利用範囲を拡大するなど、町独自のサービスを行っています。

今後はサービスの紹介・啓発の他、利用者の視点に立ち、利用しやすいサービスの提供に関する検討を継続します。

■サービス見込量（年間）

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	人	11	12	13
訪問入浴サービス事業	人	4	4	4
生活ホーム事業	人	0	0	0
知的障害者職親委託制度	ヶ所	0	0	0
更生訓練費支給事業	人	1	1	1
就職支度金給付事業	人	2	2	2
自動車運転免許取得費補助事業	人	1	1	1
自動車改造助成事業	件	1	1	1
福祉機器リサイクル事業	件	110	111	112
自動車燃料費助成事業	件	350	353	356
福祉タクシー利用料金補助事業	件	1,580	1,600	1,620

■見込量確保の方策

○各事業の周知を図るとともに、事業内容について適宜新たなニーズに対応した内容の見直しを行います。

第4節 障害児福祉計画

児童福祉法の改正により、障がい児に対する福祉サービスが障害児福祉計画として位置づけられ、充実が図られることになりました。

(1) 平成32年度の数値目標

① 障害児支援の提供体制の整備等

■基本指針

国の基本指針	平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 また、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
県の考え方	国の基本指針のとおり。

■数値目標

項 目	平成28年度末 実数値	平成32年度末 目標値	備 考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	0	1	
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0	1	
医療的ケア児の支援のための協議の場	0	1	

■目標値達成に向けた方策

○障がい児を対象とした児童発達支援センター、保育所等訪問支援を利用できる体制、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、設置もしくは構築済みです。

○重症心身障がい児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所については、平成32年度末までに1ヶ所設置を目指し検討を進めます。

○医療的ケア児が適切な支援を受けられるための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については、町単独での設置が困難なことから、平成30年度中に周辺自治体と共同で1ヶ所設置することを目指し検討を進めます。

(2) 障害児福祉サービス等の見込み量

① 障害児通所支援

児童福祉法の改正により、新たなサービスとして居宅訪問型児童発達支援⁷が加わり、更に、保育所等訪問支援では、乳児院や児童養護施設に入所している障がい児が対象に含まれることとなりました。また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児に対して、適切な支援ができるようサービスの充実に努めていきます。

■サービス見込量（ひと月あたり）

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	160	176	192
	人	20	22	24
医療型児童発達支援	人日	5	5	10
	人	1	1	2
放課後等デイサービス	人日	1,100	1,200	1,300
	人	55	60	65
保育所等訪問支援	人日	4	4	4
	人	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日	5	5	5
	人	1	1	1

⁷ 居宅訪問型児童発達支援：重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービス。

■見込量確保の方策

- サービス提供事業者に対して、障害特性を理解したヘルパーの確保や養成を促し、サービスの充実に努めます。
- 子どもの発達状況等に合わせて保護者が事業所を選択できるよう、事業所情報の提供を行います。
- 児童福祉に関わる機関との連携を図り、必要なサービスが利用できる体制づくりを推進します。

② 障害児相談支援

アンケート調査でも障害児相談支援のニーズは今後高まることが予想されます。医療的ケアを必要とする障がい児等への支援とともに、充実にむけた検討を進めます。

■サービス見込量（ひと月あたり）

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	人	25	30	35
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1

■見込量確保の方策

- 障害児相談支援のニーズは高くなっています。相談支援事業所との連携強化を進め、見込量の確保に努めます。

③ 障害児相談支援

アンケート調査でも障害児相談支援のニーズは今後高まることが予想されます。医療的ケアを必要とする障がい児等への支援とともに、充実にむけた検討を進めます。

（３）障がい児に対する「子ども・子育て支援」

本町においては、障がい児に対応する通園施設を２カ所設置し、その健やかな発達支援を図っています。

保育所等については、障がい児本人や家庭の希望を聞き取り、関係機関等と連携を図りながら、障害特性や支援環境・人員配置などを勘案し、個別に対応していきます。

第5節 経済的援助

町・国・県等では、在宅重度心身障害者手当や特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び障害基礎年金等を支給し、障がい者の経済的な支援を図っています。

また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者には、各種の税金の控除や減免の制度があります。その他、運賃や有料道路等の公共料金の割引の制度の対象となる場合があります。

今後も各種手当・年金等の経済的な支援制度が正しく利用できるよう、関係機関と連携し、制度の周知を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

1 情報提供の充実

サービス情報の提供にあたっては、広報紙や町のホームページ等、多様な媒体を活用していくとともに、障害の特性に応じた情報提供に努めます。また、事業者等に対する、福祉制度内容等の周知徹底に努めます。

2 サービスの質の確保

障害福祉サービス事業者が適正な運営とサービスの質の向上を図るよう、指導や助言等を行い、事業者の取り組みを支援していきます。

また、多様化・高度化するニーズに適切に対応するために、障害福祉に関わる職員の知識及び資質の向上に努めます。

3 住民や関係団体等と行政との連携

これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障がい者の自立や利用者本位のサービス提供、家族等への支援などで困難な部分もあります。

障がい者や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障害者団体やボランティア団体による活動、NPO団体による活動、そして多くの住民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。

また、行政は関係団体等との連携を図り、地域における障がい者への支援について、総合的な調整機能の向上に努めます。

4 広域的な連携

サービスの提供体制については、サービスの整備状況や提供の効率性などを考慮し、近隣圏域を含めて構築を進めて行く必要があります。本町では、障がい者の生活支援を強化するためのサービスを効率的・効果的に提供する体制をつくるため、県をはじめ、近隣市町等とも連携を図り、調整を進めます。

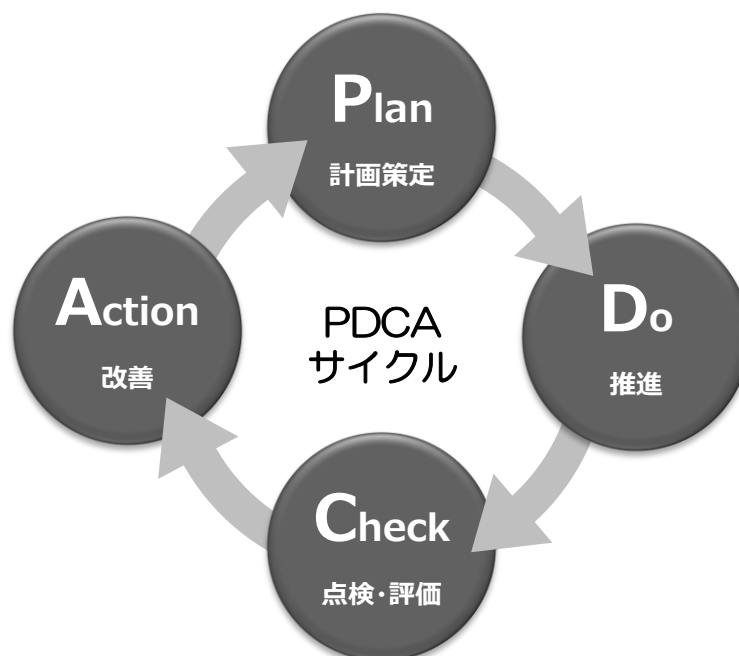
また、地域自立支援協議会と連携を図り、地域の課題の研究、協議に取り組みます。

5 安心・安全なまちづくり

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、県や地域における保健、医療、福祉等の関係機関の連携を強めるとともに、災害発生に備え、伊奈町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づく個別計画の登録の周知を図るなど、防災対策の充実に努めます。

6 計画の点検及び評価の実施

計画をより効果的なものとするために、各事業の実施状況を点検し、修正すべき点があれば計画を見直していく、PDCAサイクルを用います。



計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価（Check）は、福祉課が中心となっており、様々な社会状況等も踏まえながら取り組みの改善につなげていきます。

具体的な評価については、事業の指標と実績を用いて行い、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

資料編

1 計画策定の経過

月 日	会 議 名 等	内 容
平成 29 年 6 月 1 日	第 1 回 障害者計画等策定審議会	○伊奈町第5期障害福祉計画及び伊奈町第1期障害児福祉計画の策定について ○「福祉に関するアンケート調査」について
平成 29 年 6 月 15 日 ～6 月 30 日	アンケート調査実施	○アンケート調査対象 ・障がい者 1,000 人 ・一般町民 1,000 人
平成 29 年 8 月	ヒアリング調査実施	○ヒアリング調査対象 ・障害福祉関係団体 ・障害福祉サービス事業者
平成 29 年 8 月 31 日	第 2 回 障害者計画等策定審議会	○「伊奈町第4期障害福祉計画」進捗状況及び現状把握について ○「福祉に関するアンケート調査」結果報告について ○「伊奈町第5期障害福祉計画及び伊奈町第1期障害児福祉計画」骨子(案)について
平成 29 年 10 月 5 日	第 3 回 障害者計画等策定審議会	○「伊奈町第5期障害福祉計画及び伊奈町第1期障害児福祉計画」素案について
平成 29 年 11 月 9 日	第 4 回 障害者計画等策定審議会	○「伊奈町第5期障害福祉計画及び伊奈町第1期障害児福祉計画」素案について ○パブリックコメントの日程について
平成 29 年 11 月 28 日 ～12 月 27 日	パブリックコメント実施	
平成 30 年 2 月 1 日	第 5 回 障害者計画等策定審議会	○町民コメントの結果について ○伊奈町第5期障害福祉計画及び伊奈町第1期障害児福祉計画(案)について

2 伊奈町障害者計画等策定審議会設置要綱

平成18年3月30日

要綱第9号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく伊奈町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく伊奈町障害福祉計画を策定するにあたり、広く住民の意見を反映させるため、伊奈町障害者計画等策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 伊奈町障害者計画の原案作成に関すること。
- (2) 伊奈町障害福祉計画の原案作成に関すること。
- (3) その他前各号に掲げる計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療に従事する者
- (2) 福祉に関する事業に従事する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年要綱第4号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の伊奈町障害福祉計画策定審議会設置要綱により委嘱している者は、改正後の伊奈町障害者計画等策定審議会設置要綱により委嘱したものとみなす。

附 則(平成25年要綱第17号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年要綱第31号)

この要綱は、公布の日から施行する。

3 伊奈町障害者計画等策定審議会委員名簿

(平成29年2月20日～平成32年2月19日)

分 野	氏 名	所 属 等	備 考
医療に従事する者	うちだ おさむ 内田 治	医師会(内田クリニック院長)	委員長
	いまなり よしお 今成 芳郎	医師会(今成医院院長)	
福祉に関する事業に従事する者	かとう まもる 加藤 衛	民生・児童委員協議会会長	副委員長
	かさはら まさたか 笠原 正孝	社会福祉協議会理事	～H29.6.21
	せきね せいいち 関根 清一	社会福祉協議会理事	H29.6.22～
	やまざき ひろこ 山崎 浩子	身体障害者福祉会副会長	
	やまざき しげこ 山崎 茂子	伊奈つくし会副会長	
識見を有する者	たかはし まゆみ 高橋 まゆみ	赤十字奉仕団委員長	
	くじらい としお 鯨井 利男	区長会会長(北本区長)	～H29.4.19
	おおつか けんじ 大塚 健二	区長会会長(細田山区長)	H29.4.20～
公募による委員	さとう きよみ 佐藤 清美		
	まるやま さとみ 圓山 里実		

(順不同・敬称略)

4 用語解説

あ行	
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、高次脳機能障害等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい者とは他者との意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記奉仕者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業であり、市町村地域生活支援事業のひとつ。
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業であり、市町村地域生活支援事業のひとつ。
医療的ケア	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行う経管栄養やたんの吸引などの医療行為のこと。医療的ケアを必要とする児童を医療的ケア児という。
NPO（非営利民間組織）	Non Profit Organization の略。継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織（団体）の総称。「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した団体は NPO 法人という。
か行	
器質性精神障害	精神障害のうち、脳の病変や脳外傷、脳梗塞などのように、直接脳そのものの損傷を伴った精神障害のこと。
虐待防止	「虐待」とは、児童・高齢者・障がい者など立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な扱いのこと。身体的暴力だけでなく、養護を怠ることや暴言等の心理的虐待、性的虐待及び経済的虐待などがある。
共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営むことに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスであり、児童福祉法に基づく障がい児福祉サービスのひとつ。
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画を作成するとともに、支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整等を行う、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わり、援助者が障がい者の代理として、その権利やニーズ獲得を行うこと。
高次脳機能障害	病気や外傷などの原因により脳が損傷を受け、後遺症として記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった認知障害が生じ、その結果、日常生活や社会生活に支障が生じる障害のこと。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある障がい者であって常時介護を要する人について、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

さ行

施設入所支援	施設に入所する障がい者について、主として夜間に、入浴、排せつ、食事などの介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービスであり、児童福祉法に基づく障害児福祉サービスのひとつ。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作、自活に必要な知識や技能付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等に、居宅介護他の障害福祉サービスを包括的に行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障がい者に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護の他、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
就労継続支援（A 型）	企業等で就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
就労継続支援（B 型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている者に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るために行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月公布、平成 24 年 10 月施行）で、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などに、障がい者虐待の防止などのための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した際の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置などを定めることにより、障がい者への虐待防止等に関する施策の促進を図ることを目的とする。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月施行）で、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

障害者総合支援法	「障害者自立支援法」に代わるものとして平成 24 年 6 月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 25 年 4 月施行）で、地域社会での共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講じるため、従来の障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことが明記された。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者又は難病の人などに、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者又は精神障がい者に、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人に対し、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
成年後見制度	判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度。

た行

短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
地域活動支援センター	障がいのある人を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。
地域定着支援	単身等で生活する障がい者に、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の特性に応じて構築する、包括的な支援・サービス提供体制。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。
な行	
難病	「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年5月公布、27年1月施行）では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義され、平成29年4月時点で330の難病が医療費助成対象に指定されている。
は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害をいう。
バリアフリー	障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等、物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く、障がいのある人などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
PDCA サイクル	プロジェクトの遂行に際し、計画の立案（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の工程を継続的に繰り返す仕組み。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを定期的に訪問し、障がい児や保育所等の職員に対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスであり、児童福祉法における障害児福祉サービスのひとつ。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスであり、児童福祉法における障害児福祉サービスのひとつ。
や・ら・わ行	
療養介護	医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスのひとつ。

伊奈町第5期障害福祉計画及び伊奈町第1期障害児福祉計画

発行年月： 平成30年3月

発 行： 伊奈町

編 集： 伊奈町福祉課

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地

電話 048(721)2111(代表)

FAX 048(721)2137



古紙/バブル配合率70%再生紙を使用